

静岡県人権施策推進計画 (第4次改定版)

〔静岡県人権文化推進プラン〕



2026年(令和8年)3月

静岡県

はじめに

静岡県では、県民一人ひとりの幸福実感を重視する「ウェルビーイング」の視点を取り入れた県政運営を進めており、「人権の尊重」は、このウェルビーイング実現の基盤となるものであります。

本県では、令和3年3月に策定した「静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）」に基づき、人権尊重の意識の高揚を図るため、国や市町、関係機関と連携し、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場において、人権教育・人権啓発に取り組んでまいりました。

しかしながら、少子高齢化や国際化、デジタル化等が急速に進行し、社会や経済を取り巻く状況は著しく変化しております。特にインターネット上の誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害等が社会問題となるなど、複雑・多様化している人権問題に粘り強く取り組む必要があります。

こうした第3次改定以降の人権を取り巻く状況の大きな変化などに対応するため、「静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）〔静岡県人権文化推進プラン〕」を策定しました。

本計画の推進により、人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる県となるよう、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指してまいります。関係の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました静岡県人権会議の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様や関係の皆様から心から感謝申し上げます。

令和8年3月

静岡県知事 鈴木 康友



静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）

目 次

○静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）の概要

第1章 総論

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画改定の背景	2

第2章 推進計画の基本理念

1 推進計画の基本理念	5
ふじのくに人権宣言	6
2 基本理念の理想とする目指すべき社会の姿	7
3 基本的視点	8
4 計画の期間	9

第3章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発総論	10
2 家庭における人権教育	11
3 学校における人権教育	13
4 地域社会における人権教育	18
5 企業における人権啓発	20
6 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する人権教育	22
7 県民への人権啓発	24

第4章 分野別施策の推進

1 課題横断的な人権問題に対する取組	26
2 女性をめぐる人権問題	29
3 こどもをめぐる人権問題	34
4 高齢者をめぐる人権問題	43
5 障害のある人をめぐる人権問題	48
6 部落差別（同和問題）	53

7	外国人県民等をめぐる人権問題	57
8	感染症患者等をめぐる人権問題	61
9	ハンセン病患者・元患者等をめぐる人権問題	66
10	犯罪被害者等をめぐる人権問題	68
11	刑を終えて出所した人をめぐる人権問題	71
12	性的指向・性自認をめぐる人権問題	73
13	災害に起因する人権問題	76
14	その他の人権問題	78

第5章 相談・支援体制等の充実

1	相談・支援体制等の充実	80
---	-------------	----

第6章 計画の推進

1	県の取組	82
2	市町との連携	82
3	県民との協働	83
4	人権問題に取り組む民間団体との連携	83
5	企業等との連携	83
6	進行管理	83

	人権施策推進計画（第4次改定版）施策体系	84
	指標一覧	88
	用語の解説	92
	法律一覧	103

	参考資料	105
1	世界人権宣言	106
2	日本国憲法（抄）	112
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	117
4	人権教育・人権啓発に関する基本計画の概要	119
5	「人権擁護」に関する決議	121
6	静岡県人権会議設置要綱	122
7	静岡県人権施策推進本部設置要綱	125

静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）の概要

基本理念

県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた
思いやりあふれる静岡県の実現



基本理念の理想とする目指すべき社会の姿

- ・ 県民一人ひとりに人権感覚が備わった社会
- ・ 自分らしさを生かすことができる社会
- ・ 生命を大切にし、多様性を認め合い、共生の心をもって共に創る社会
- ・ ふじのくに人権宣言の趣旨が浸透した安心して暮らせる社会

基本的視点

自尊感情・社会性の育成

自律・自立心の育成

ユニバーサルデザインの推進

自己実現のための機会の保障

共生社会の実現

相談・支援体制等の充実

施策体系

人権教育・啓発の推進

- ・ 家庭における人権教育
- ・ 学校における人権教育
- ・ 地域社会における人権教育
- ・ 企業における人権啓発
- ・ 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する人権教育
- ・ 県民への人権啓発

相談・支援体制等の充実

- ・ 相談・支援体制等の充実

分野別施策の推進

- ・ 課題横断的な人権問題に対する取組（インターネット上の人権問題、複合差別）
- ・ 女性をめぐる人権問題
- ・ こどもをめぐる人権問題
- ・ 高齢者をめぐる人権問題
- ・ 障害のある人をめぐる人権問題
- ・ 部落差別（同和問題）
- ・ 外国人県民等をめぐる人権問題
- ・ 感染症患者等をめぐる人権問題
- ・ ハンセン病患者等をめぐる人権問題
- ・ 犯罪被害者等をめぐる人権問題
- ・ 刑を終えて出所した人をめぐる人権問題
- ・ 性的指向・性自認をめぐる人権問題
- ・ 災害に起因する人権問題
- ・ その他の人権問題

計画の推進

企業・民間団体

連携・協働

国・市町

県

第1章 総論

1 計画改定の趣旨

2000年(H12)に制定された「人権教育・啓発推進法」において、国民が「人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう」(第3条)に、国は「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない」(第7条)こと、また、国及び地方公共団体は、「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第4条、第5条)ことが定められています。

国においては、「人権教育・啓発推進法」に基づき、策定されている「人権教育・啓発に関する基本計画」の第二次の基本計画が2025年(R7)6月に策定され、人権尊重社会の早期実現に向けて人権教育・啓発を推進しています。

また、本県においては、1999年(H11)3月に『「人権教育のための国連10年」静岡県行動計画～ふじのくに人権文化創造プラン～』(計画期間：1999(H11)～2004(H16)年度)を策定し、様々な人権施策を展開してきました。さらに、2005年(H17)3月には「静岡県人権施策推進計画〔ふじのくに人権文化創造プラン21〕」(計画期間：2005年度(H17)～2010年度(H22))を策定して以降、3度の改定を重ねながら人権尊重の意識が生活の中に定着し、誰もが幸せに暮らせる静岡県の実現を目指し、人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。

本県の調査では、「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県」になっていると回答した人は、社会を取り巻く情勢が大きく変化していることを反映してか、直近の3年間の結果では、2023年度(R5)37.7%、2024年度(R6)30.4%、2025年度(R7)40.0%と一定していません。今回の改定は、第3次改定後の社会を取り巻く情勢の変化を踏まえ、人権尊重の意識が社会に定着した人権文化の一層の推進を目指し、人権施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

2 計画の性格

国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」や、従前の静岡県人権施策推進計画の趣旨等を引き継ぎ、本県の人権施策の基本指針となる計画です。

また、「幸福度日本一の静岡県」を目指して「ウェルビーイングの視点」を取り入れた静岡県総合計画を踏まえるとともに、関連する本県の各計画との整合性を図ったものとなっています。

3 計画改定の背景

(1) 人権尊重の国際的な流れ

二度にわたる世界大戦の反省から、基本的人権の尊重と伸張が進められ、その動きが、1945年(S20)10月に発足した国際連合(国連)の憲章の中にも取り入れられました。1948年(S23)12月の第3回国連総会では、人権が守られるための、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。その第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定されています。

国連では、この世界人権宣言の精神を実現するため、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」など、様々な条約の採択や国際年の制定等、人権保障に向けた取組を行っています。

こうした取組の一環として、国連では、「人権教育のための世界計画」を採択し、次のとおり段階を経て取組が展開されています。

計画の段階 (フェーズ)	期 間	主な焦点
第1フェーズ	2005年～2009年	初等・中等教育制度
第2フェーズ	2010年～2014年	高等教育並びに教育者、公務員等のため の人権教育
第3フェーズ	2015年～2019年	メディアと報道関係者
第4フェーズ	2020年～2024年	「若者」、特に平等、人権と非差別、 包括的で平和な社会のための包摂と 多様性の尊重
第5フェーズ	2025年～2029年	こどもと若者

(2) 我が国における取組

日本国憲法では、基本的人権の尊重を、国民主権、平和主義と並んで基本原理の一つとしています。人権は、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。また、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」そして、基本的人権は、侵すことができない永久の権利(第11条、第97条)であると規定しています。第13条では、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重

を必要とする。」ことがうたわれています。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめ、女子差別撤廃条約、こどもの権利条約、人種差別撤廃条約など、人権に関する様々な条約を批准しており、近年では障害者権利条約を批准しています。

また、人権が保障されるよう、1969年(S44)7月の「同和対策事業特別措置法」の施行などの特別措置法をはじめ、1999年(H11)6月の「男女共同参画社会基本法」の施行、2000年(H12)11月の「児童虐待防止法」の施行、2001年(H13)10月の「配偶者暴力防止法」の施行、2006年(H18)4月の「高齢者虐待防止法」及び「障害者自立支援法」(2013年(H25)4月に「障害者総合支援法」)の施行、2009年(H21)4月の「ハンセン病問題基本法」の施行、2012年(H24)10月の「障害者虐待防止法」の施行など、各種法律の整備が図られてきました。

その後、2016年(H28)4月に「障害者差別解消法」、同年6月に「ヘイトスピーチ解消法」、同年12月に「部落差別解消推進法」が相次いで施行されました。

2019年(R1)11月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の施行及び「ハンセン病問題基本法」の改正がされました。2025年(R7)1月には、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対する補償金等の支給等を定める「旧優生保護法補償金等支給法」が施行されたところです。

(3) 県の取組

1999年(H11)年3月に、2004年度(H16)までを計画期間とする『「人権教育のための国連10年」静岡県行動計画～ふじのくに人権文化創造プラン～』を策定し、2002年(H14)には、静岡県総合計画の基本計画の中に「人権尊重の意識が定着した人権文化の創造」を位置付けました。

2008年(H16)1月には、人権啓発活動の拠点として1997年(H9)4月に県庁西館に設置した「静岡県人権啓発センター」を、県民が気軽に訪れ、利用することができるよう、静岡県総合社会福祉会館(シズウエル)に移転し、県民の人権尊重の意識の高揚に取り組んでいます。

2005年(H17)3月には、2010年度(H22)までを計画期間とする「静岡県人権施策推進計画」を策定し、2011年度(H23)3月には、2015年度(H27)までを計画期間とする改定版、2016年(H28)3月には、2020年度(R2)までを計画期間とする第2次改定版、そして、2021年(R3)3月には2025年度(R7)までを計画期

間とする第3次改定版を経て、県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた温もりあふれる静岡県の実現を目標として、市町等とも連携しながら、様々な人権施策に取り組んできました。

一方で、2024年度(R6)の「人権問題に関する県民意識調査」において、「この5年間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した人は、前回2019年度(R1)の調査とほぼ同じ16.5%ではありますが、その内容は、「職場でパワー・ハラスメントを受けたこと」や「あらぬ噂や他人からの悪口、陰口を受け、名誉や信用を傷つけられたこと」などの割合が高くなっているほか、個人情報やプライバシーの問題が高くなっていることから、依然として身近な場所で様々な人権問題が発生していることがうかがえます。

このため、こうした人権問題の解消が図られ、お互いの人権を尊重し合える社会が構築されるよう、引き続き、取組を進めていくことが求められます。

○静岡県人権啓発センターでは、県民の人権尊重の意識の高揚を図るため、次の活動に取り組んでいます。

- **啓発・研修事業実施**
 - ・講演会の開催
 - ・マスメディアやインターネット等を活用した啓発
- **啓発指導者養成**
 - ・人権問題について自ら啓発活動をすることができる人材の養成
- **県民による自発的学習への支援**
 - ・団体、企業、市町等が行う研修への講師派遣（出前人権講座）
 - ・図書、ビデオ・DVD等啓発映像の貸出し
- **啓発研修教材の作成**
 - ・わかりやすい教材（冊子など）の開発、発行
- **情報の収集及び発信**
 - ・啓発を進める上での資料となる情報の収集
 - ・ホームページ等による情報発信
 - ・センターだより「じんけん」の発行
- **人権問題に関する相談**

第2章 推進計画の基本理念

1 推進計画の基本理念

県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現

人間は、生まれながらにして、独自の個性、感性、能力、生命力を持っており、個人としてかけがえのない存在です。この人間の尊厳が守られるためには、お互いの人権を尊重し合うことができ、自分らしい生き方ができることが求められます。

こうしたことから、「県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現」を基本理念に掲げ、県民一人ひとりが、それぞれがかけがえのない存在であることを認識し、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく、幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指します。

なお、静岡県人権会議は、2004年(H16)12月15日に、「ふじのくに人権宣言」を発表し、差別意識の解消とお互いの人権を尊重し合う社会の構築に当たって必要となる日常生活の中での取組事項を示しました。

ふじのくに人権宣言は、毎年の人権フェスティバルにおいて、県民に向けて呼びかけられています。

指 標	2030年度(R12)
「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合	50%以上

(参考：第3次改定版における指標の実績)

「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合 …… 2025年度(R7) 40.0%

ふじのくに^{じんけんせんげん}人権宣言

「すべての人間^{にんげん}は、生まれながらにして自由^{じゆう}であり、かつ、尊厳^{そんげん}と権利^{けんり}について平等^{びやうどう}である。人間^{にんげん}は、理性^{りせい}と良心^{りょうしん}とを授けられており、互いに同胞^{たが}の精神^{せいしん}をもって行動^{こうどう}しなければならない。」

この世界人権宣言^{せかいじんけんせんげんだい}第1条^{じょう}は、人類社会^{じんるいしゃかい}の至高^{しこう}の理想^{りそう}と私^{わたくし}たちがいかに生きていくべきか^いを示^{しめ}しています。

その実現^{じっげん}に向けて、人権問題^{じんけんもんだい}の多く^{おほ}に内在^{ないざい}する差別意識^{さべついしき}を解消^{かいしょう}するとともに、お互い^{たが}の人権^{じんけん}を尊重^{そんちょう}し合う社会^あを築^{しやかい}いていきます。

そのため^{わたくし}に、私^{まいにち}たちは毎日の生活^{せいかつ}の中で、次^{なか}のことを実践^{つぎ}します。

- 1 自分^{じぶん}の人権^{じんけん}はもちろん、他人^{たにん}の人権^{じんけん}をも敏感^{びんかん}に感じる心^{かん}を養^{ころも}います。
- 2 日ごろから人権問題^{じんけんもんだい}に関心^{かんしん}を持ち、自分自身^{じぶんじしん}の問題^{もんだい}として考^{かんが}え、行^{こう}動^{どう}します。
- 3 家庭^{かてい}や地域社会^{ちいきしゃかい}、職場^{しょくば}などで、人権問題^{じんけんもんだい}について話^{はな}し合^あう機^き会^{かい}を作^{つく}ります。
- 4 個性^{こせい}の多様性^{たようせい}を受け入^うれ、異なる個性^いと共存^{こと}していくという意^{こせい}識^{きょうぞん}を持^{いしき}ちま^もす。

平成^{へいせい}16年^{ねん}12月^{がつ}15日^{にち}

しずおかけんじんけんかい ぎ
静岡県人権会議

2 基本理念の理想とする目指すべき社会の姿

「県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現」を図るには、人権を有する主体としての個人、一人ひとりが、人権尊重の意味を深く理解し、豊かな人権感覚を身につけるとともに、社会としても、一人ひとりの人権が尊重されていることが大切です。

このため、この計画の基本理念が実現された目指すべき社会の姿は、次のような社会といえます。

県民一人ひとりに人権感覚が備わった社会

県民一人ひとりが、人権尊重の意味を正しく理解し、お互いの人権を尊重し合うことができる、偏見や差別などがない社会

自分らしさを生かすことができる社会

性別や年齢、障害の有無、社会的身分、門地などによって、差別されず、その個性と能力を十分に発揮できる社会

生命を大切に、多様性を認め合い、共生の心をもって共に創る社会

一人ひとりの個性や生き方はそれぞれ異なります。この違いを認め合い、自分のみならず、他人もかけがえのない存在であることを認識することにより、生命を大切に、他人の人権にも十分に配慮することで、すべての人が、共に生き、共に創る社会

ふじのくに人権宣言の趣旨が浸透した安心して暮らせる社会

配偶者等からの暴力、児童虐待や高齢者虐待などの人権侵害から守られた、安心して暮らせる社会

3 基本的視点

人権施策については、次の6つの基本的視点をもとに施策を推進していきます。

自尊感情・社会性の育成

自分をかけがえのない一人の人間として価値を認め、自分を大切に思う感情を高め、自分に誇りを持つことが、他者をかけがえのない存在として尊重する社会性につながります。

自律・自立心の育成

自己を肯定する感情を持ち、生まれながらにして持っている個性、感性、能力、生命力を活かし、自ら考え、選択することができれば、自分らしい生き方ができ、自律・自立した生活を送ることができます。

この際、利己的な行動を取るのではなく、他者との関係において、お互いを尊重し合うことを前提に、主張すべきことは主張し、その結果としての責任を負うことが求められます。

ユニバーサルデザインの推進

誰もが利用しやすい建物や道路等の整備を進めるとともに、必要なサービスや情報を適切に受けられる環境づくりを進めます。また、県民一人ひとりが日常生活の中でお互いを尊重するためには、ユニバーサルデザインの考え方を暮らしの中で実践することが大切になります。

自己実現のための機会の保障

各個人が個性を発揮し、自己実現を図っていくには、自分の能力を最大限に発揮できる機会が保障されていることが大切です。

共生社会の実現

社会を構成するかけがえのない存在である一人ひとりが豊かに暮らしていくには、お互いに理解し、認め合い、尊重し合うことが大切です。そして、多様性を認め合い、他者と協働し、共生していくことが豊かな社会を創ることにつながります。

相談・支援体制等の充実

人権侵害に対応するためには、適切な助言などによる相談・支援を行うとともに、早期発見、早期対応等ができるよう支援体制を充実することが大切です。

4 計画の期間

2026年度(R8) から2030年度(R12)までの5年間を計画期間とします。ただし、社会的状況や法制度の整備等の国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発総論

人権教育は、人権教育・啓発推進法の第2条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とされており、人権啓発は、同条において、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」とされています。

また、それらの基本理念として、同法第3条において、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることが求められています。

本県では、2026年(R8)3月に策定した静岡県教育振興基本計画において、「多様性を尊重する教育の推進」を掲げ、人権教育の成立基盤としての教育・学習環境を整備し、一人ひとりの多様性を認め、互いに尊重する教育を推進しています。

さらに、県民の幅広い世代に人権尊重の理念を普及させるため、静岡県人権啓発センターを中心に、啓発冊子の発行や講師の派遣、広報活動、講演会の開催等、様々な人権啓発を実施し、人権尊重の意識の高揚を図っています。

こうした取組をより効果的に推進していくには、あらゆる場において、人権に関する情報に触れる機会や人権問題の解決に向けた実践的な行動力を育成するための学習機会を提供する等、その充実を図るとともに、県民一人ひとりが、人権問題における当事者として、人権尊重の精神の涵養に努めていく必要があります。

2 家庭における人権教育

(1) これまでの取組と現状・課題

家庭における教育は、すべての教育の出発点であり、幼児期から人権を尊重し、命の大切さや善悪の判断等、基本的な社会性を身に付ける重要なものです。

しかし、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化に伴い子育て家庭が孤立する中で、日々の子育てに対する助言や支援等を受けることが困難な状況にあり、家庭の教育力の低下が指摘されています。そこで、こどもが基本的な生活習慣、モラル等を身に付け、豊かな心と健やかな体を育むことができるよう、社会全体で家庭教育支援を行う必要があります。

本県では、2016年(H28)10月に静岡県家庭教育支援条例を制定し、家庭教育への支援は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会の全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組んでいます。

また、2026年(R8)3月に策定した静岡県教育振興基本計画において、「多様性を尊重する教育の推進」を掲げ、家庭や学校、地域社会等における人権教育・啓発を実施しています。

こうした取組により、今後も家庭教育における学習機会の充実や子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実など、家庭教育への支援に努めていく必要があります。

(2) 施策の方向

- 人権への芽生えを育む家庭教育の重要性を考慮して、こどもと大人がともに人権感覚の育成が図られるよう、保護者の多様な学びの場づくりを進めます。
- 保護者が自信を持って健やかにこどもを育てることができるよう、子育ての悩みや不安感を軽減するための交流の場の整備、相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 主要施策

ア 学習機会等の充実

- 子育て世代を支援するため、老人クラブと連携して、「ものづくり」「奉仕活動」「食育」などを通じた、高齢者とこども・保護者との共通体験活動に取り組み、高齢者が人生の中で培った豊かな知識や経験、知恵を地域における子育てに活用します。(健康福祉部福祉長寿政策課)
- 父親が子育てに主体的に取り組むこと等の意識啓発を進めます。(健康福祉部こども未来課)
- 「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる」保護者の資質を育てるため、学校と連携して学習機会の充実を図ります。(教育委員会教育政策課)
- 家庭教育における学習機会の充実のため、家庭教育支援員を養成し、園や学校等の保護者の身近な場で、家庭教育ワークシート「つながるシート」を活用した家庭教育講座を実施します。(教育委員会社会教育課)

イ 相談体制の充実

- 地域子育て支援拠点や児童館等の質の向上を図るとともに、保護者・こどもの抱える多様な悩みに対応できる職員を育成します。(健康福祉部こども未来課)
- 家庭教育支援員が身近な相談相手となり、保護者の悩みや不安の軽減に努め、深刻化を防ぎます。特に困難な相談内容は、各専門機関につなぐことで対応できる体制を引き続き整えます。(教育委員会社会教育課)

3 学校における人権教育

(1) これまでの取組と現状・課題

本県では、2026年(R8)3月に策定した静岡県教育振興基本計画において、「多様性を尊重する教育の推進」を掲げ、人権教育に関する研修や人権教育の手引きの活用等を通じて、自他の人権を大切にする態度や行動力の育成を図っています。

すべての人々が互いに理解・尊重し、共に社会を創る共生社会の実現に向けて、県民一人ひとりの人権尊重の意識の向上と人権に対する正しい理解や人権感覚を高める人権教育の充実が求められています。

学校においては、幼稚園等の就学前段階から、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等に至るまで、発達段階に応じて、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にされた教育の充実を図っています。

教育活動全体を通じて、人権教育が推進されていますが、知的理解だけでなく、人権感覚が十分身に付くような指導方法を実施できるよう、工夫していく必要があるほか、併せて教職員の人権尊重理念についての理解を深めるための研修の充実を図る必要があります。

(2) 施策の方向

- 学校教育においては、「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」を目指し、次の点を指導の重点として充実を図ります。
 - ・人権に対する正しい理解を深めること
 - ・人権感覚を高めること
 - ・自己肯定感を高めること
 - ・多様性を尊重すること
- 幼稚園、認定こども園や保育所においては、幼児の自尊感情や自立心を育成し、公正で豊かな人間性の芽生えを育む幼児教育を充実させます。
- 校種間の連携、家庭・地域・関連機関との連携により、児童生徒の人権意識の醸成を図ります。
- 教職員の人権意識を高め、人権教育の指導に係る資質の向上のため、教職員研修の充実を図ります。

(3) 主要施策

ア 推進体制の充実

- 各学校における人権教育推進体制の充実を図るため、人権教育を推進する校内組織の整備、全体計画・年間指導計画に基づいた推進環境の整備、人権教育に関する校内研修の実施を推進します。(教育委員会教育政策課)

イ 発達段階に応じた人権教育の推進

(ア) 幼稚園、保育所等における人権教育

- 幼児・児童が基本的な生活習慣を身に付け、偏見や差別を持たない公正で豊かな人間性の芽生えを育むための実践的な研修を行うよう幼稚園、認定こども園、保育所、児童館等に対し働きかけます。(健康福祉部こども未来課、私学振興課)

(イ) 小学校における人権教育

- 各教科、特別の教科道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等、小学校の教育活動全体を通して「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」に努めます。(教育委員会教育政策課)

(ウ) 中学校における人権教育

- 各教科、特別の教科道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等、中学校の教育活動全体を通して「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」に努めます。(教育委員会教育政策課)

(エ) 高等学校における人権教育

- 多様な体験活動や様々な人との交流活動への積極的な参加を促し、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心を持つ等の豊かな人間性を育みます。(教育委員会高校教育課)
- 各教科、特別活動及び総合的な探究の時間等、高等学校の教育活動全体を通して「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」に努めます。(教育委員会教育政策課)

(オ) 特別支援学校における人権教育

- 各教科、特別の教科道徳、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間、自立活動等、特別支援学校の教育活動全体を通して「自他の人権を大切にす態度や行動力の育成」に努めます。（教育委員会教育政策課）
- 個に応じた多様な教育内容・方法を用意し、個別の指導計画の下、社会参加・社会自立を目指します。（教育委員会特別支援教育課）
- 地域活動への参加を含めた様々な形態の交流及び共同学習を推進し、豊かな人間性と社会性を育成するとともに、障害のある人に対する県民の理解を深めます。（教育委員会特別支援教育課）

ウ 指導方法の充実等

- 学習者が主体的に学習を進められる活動（参加体験型学習等）を積極的に取り入れる等、より効果的な指導方法の開発と研究に努めます。（教育委員会教育政策課）

エ 家庭・地域等との連携

- 多様な主体による地域福祉活動を推進するため、学校、家庭、地域社会に対する福祉教育、啓発活動を積極的に実施します。（健康福祉部福祉長寿政策課）
- 地域において人権教育・啓発の指導的立場にある家庭教育関係指導者、社会教育関係指導者、保護者、PTA役員等を対象とした研修会を開催します。（教育委員会教育政策課）
- 教育活動を開かれたものとし、外部人材の活用を図ります。（教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）
- 児童生徒が、自分以外の人々の価値観の存在を知り、その理解に努めるとともに、自己肯定感や自己有用感を持つことができるよう、多くの仲間や異世代の人と触れ合う社会奉仕体験活動等の多様な体験活動や高齢者、障害のある人等との交流機会を充実させます。（教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）
- 多様化、複雑化する児童生徒の心理的課題に対応するため、専門機関との連携体制を整備します。（教育委員会高校教育課、特別支援教育課）
- 地域の人々の参画を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を提供することにより、こどもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環

学校における人権教育

境づくりを推進します。(教育委員会社会教育課)

- 家庭や地域において青少年が孤立感を味わうことがないようにするため、地域の青少年声掛け運動を推進し、地域における大人とこどもの豊かな人間関係を構築するとともに、犯罪や非行の未然防止を図ります。(教育委員会社会教育課)

オ 私立の小・中・高等学校における人権教育・啓発への支援

- 県内の私立の小・中・高等学校に対しても人権教育・啓発が行われるよう働きかけます。(健康福祉部私学振興課、人権同和対策室)
- 県教育委員会が作成する人権教育指導資料の提供や人権に関する各種研修会への参加呼びかけ等を通じ、私立の小・中・高等学校が行う人権教育・啓発を支援します。(教育委員会教育政策課)

カ 大学等における人権教育・啓発の推進

- 県内の大学、短期大学や専修学校・各種学校に対しても、人権教育を行うよう働きかけます。(企画部総合教育課、健康福祉部私学振興課、人権同和対策室)

キ 教職員に対する研修

- 私立学校に対しては、教員の人権意識を高め、人権教育の指導に係る資質の向上を図るよう、教員研修の充実を働きかけます。(健康福祉部私学振興課、人権同和対策室)
- 各学校における人権教育を推進するため、管理職や人権教育担当者等に対する研修内容の充実を図るとともに、研修の成果が普及するよう支援します。(教育委員会教育政策課)

ク 相談体制の充実

- 小・中学校においては、中学校区毎にスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言等を行い、教育相談体制の整備・充実を図ります。(教育委員会義務教育課)
- 小・中学校においては、スクールソーシャルワーカーの配置を推進し、関係機関等と連携した課題解決への対応を図ります。(教育委員会義務教育課)
- 高等学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

学校における人権教育

一、学校支援心理アドバイザーを引き続き配置し、教職員による適切な指導、学校・家庭・地域の連携強化や相談体制の充実を図ります。(教育委員会
高校教育課)

○特別支援学校においては、スクールカウンセラーを配置し、教職員による適切な指導、学校・家庭・地域の連携強化や相談体制の充実を図ります。(教育委員会特別支援教育課)

4 地域社会における人権教育

(1) これまでの取組と現状・課題

地域社会には、家庭や学校とともに、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む役割があります。しかし、家族形態の多様化や高度情報化社会の進展は、地縁的なつながりの希薄化をもたらし、様々な人権問題が身近なところで起きています。

本県では、2026年(R8)3月に策定した静岡県教育振興基本計画において、「多様性を尊重する教育の推進」を掲げ、家庭や学校、地域社会等における人権教育・啓発を実施しています。

また、2025年(R7)3月に策定した「しずおかこども幸せプラン」では、地域全体でこどもを育む環境の整備として、「地域のこどもは地域で育てる」という意識のもと、こどもが基本的な生活習慣、モラル等を身に付け、豊かな心と健やかな体を育むことができるよう、地域で子育てや家庭教育を支える取組を推進するとしています。

人権が尊重される社会を築いていくためには、家庭と学校、地域社会が連携して、人権に関して学ぶ機会を充実し、住民一人ひとりの人権尊重の理念を深めるようにしていく必要があります。

(2) 施策の方向

- 地域において質の高い人権教育が進められるよう、人権教育を推進するための指導者の養成を図ります。特に、研修内容に参加体験型による学習手法を活用するなど研修会の運営方法を工夫して、学習プログラムを企画する能力の育成に努めます。
- 地域の指導的立場にある人たちが自らの研修成果を地域における学習活動に活かしていけるよう支援していくほか、公民館、自治会、老人クラブや青少年団体などの地域における活動を支援するとともに、これらの組織や団体との連携を進め、人権に関する学習機会の充実を図ります。

(3) 主要施策

ア 指導者の養成

- 地域社会の中で活動する家庭教育指導者、学校の教職員、社会教育関係職員などの組織の指導者層を対象とした講座を開催します。また、民生委員・児童委員、人権擁護委員等を対象として、人権啓発指導者養成講座を実施し、人権尊重の理念の普及高揚を図るための啓発ができる人材を養成していきます。(健康福祉部人権同和対策室、教育委員会教育政策課)

イ 学習機会等の充実

- 市町、男女共同参画センター等との協働により、県内各地域の状況や特色を踏まえ、男女共同参画の学習機会を提供します。(くらし・環境部男女共同参画課)
- 人権尊重の意識の高揚を図るため、市町が実施する人権に関する教育・啓発活動を支援します。(健康福祉部人権同和対策室、教育委員会教育政策課)
- 地域における大人とこどもの豊かな人間関係を築き、犯罪や非行を未然に防止できる地域社会の実現を目指し、大人が青少年に積極的にかかわっていく社会風潮をつくるため、地域の青少年声掛け運動を推進します。(教育委員会社会教育課)
- 地域の人々の参画を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を提供することにより、こどもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。(教育委員会社会教育課・再掲)

5 企業における人権啓発

(1) これまでの取組と現状・課題

企業においては、公平な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等への対応が求められています。

こうした状況の中、国は、労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法等を改正し、2020年(R2)6月から、職場におけるハラスメント対策を強化しました。

本県では、2025年(R7)10月に、就業者と顧客等が互いに尊重し合いながら、カスタマーハラスメントのない持続可能な社会の実現を図るため、「静岡県カスタマーハラスメント防止条例」を制定しました。

企業も社会の構成員であるという考えが定着し、その社会的責任(CSR)が一層重要視され、自社の従業員だけでなく、消費者や地域社会等への配慮も求められるようになっていきます。

また、2024年(R6)6月には、改正「出入国管理法及び難民認定法」が公布されました。今後、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されることとされています。外国人材の受入れが拡大する中で、外国人労働者にとっても、働きやすい社会としていくことが大切です。

企業は社会への大きな影響力を持つことから、県として、今後も引き続き、企業に対する人権啓発を実施していく必要があります。

(2) 施策の方向

- 国や関係機関等と連携して、企業のハラスメントの防止を含めた人権教育・啓発への取組を一層働きかけるとともに、講師派遣、啓発教材の提供等を通じて企業内啓発活動を支援していきます。
- 各種団体における人権教育・啓発に関する自主的な取組への支援を通して、企業内における人権教育・啓発への取組を促進していきます。

(3) 主要施策

ア 企業における人権啓発の支援

- 静岡県人権啓発センターにおいて、ハラスメントを含む人権問題に関する研修などの企業内啓発活動を働きかけるとともに、その取組に対し、講師の派遣、図書やビデオ・DVDの貸出し等を通じて積極的に支援します。
(健康福祉部人権同和対策室)
- 就職の機会均等が確保されるための公正な採用選考システムの確立が図られるよう、国と連携して、公正採用選考人権啓発推進員等に対する研修を実施します。(健康福祉部人権同和対策室)
- 外国人労働者が、日本人と比べて不利な条件で雇用されるなどの問題が生じないように、労働局や法務局等の関係機関と連携して、セミナーや出前人権講座を通じ、企業に対する周知啓発を行います。(健康福祉部人権同和対策室)
- 経済団体等の協力を得て、企業内啓発活動への取組を一層働きかけます。
(健康福祉部人権同和対策室)
- パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、カスタマーハラスメント等が行われないよう、国の指針等資料を県ホームページなどを通じて提供し、企業が行う自主的な取組について支援します。(経済産業部産業人材課)
- 静岡県カスタマーハラスメント防止条例に基づき、カスタマーハラスメントの防止対策に取り組みます。(経済産業部産業人材課)

6 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する人権教育

人権教育・啓発の推進に当たっては、以下に掲げる人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等の取組により人権尊重の意識の高揚を図る必要があることから、今後も積極的に推進していきます。

(1) 教職員等

- 学校等において指導的立場にある人たちの研修会を充実させ、人権感覚の育成を図るとともに、学校運営の基盤としての人権教育という認識の浸透を図ります。(教育委員会教育政策課)
- 社会教育関係職員を対象とする研修会の中で、人権尊重の意識の向上を図ります。(教育委員会社会教育課)
- 私立学校に対して、教員の人権尊重の意識を高め、人権教育の指導に係る資質の向上を図るよう、教員研修の充実を働きかけます。(健康福祉部私学振興課)

(2) 医療関係者

- 看護専門職の養成に当たり、人権尊重の理念に基づく教育を一層推進するよう、県内大学等に対し働きかけます。(企画部総合教育課、健康福祉部人権同和対策室)
- 精神科病院入院者の意向に沿った地域移行・地域定着を推進するため、精神科病院、相談支援事業所の職員等に対する研修を実施します。(健康福祉部障害福祉課)
- 医療関係者に対して、患者の同意を得た治療、患者への診療情報の提供等患者本位の医療の提供について働きかけます。(健康福祉部医療政策課)
- 県立看護専門学校においては、医療が高度化・専門化する中で、すべての患者の人権に配慮した高い看護技術の提供ができる看護職員を養成します。(健康福祉部地域医療課)

(3) 福祉関係者

- 社会福祉施設職員、民生委員・児童委員、福祉ボランティア等の福祉に携わる人に対する人権教育を、静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会等と連携して行います。(健康福祉部地域福祉課、福祉長寿政策課)
- 介護支援専門員を養成する実務研修や専門研修において、利用者の尊厳と人権を守る視点をテーマとした研修を実施します。(健康福祉部介護保険課)

人権に関わりの深い職業に従事する人に対する人権教育

- こどもの人権を尊重した園づくりをするため、保育現場における管理的役割を担う職員の育成のための研修を実施します。

(健康福祉部こども未来課)

(4) 消防職員

- 静岡県消防学校における研修体系に人権教育を位置付け、初めて消防職員に採用された職員を対象とする初任教育において人権教育を実施します。(危機

管理部消防保安課)

(5) 警察職員

- 警察職員として必要な人権に関する意識の涵養を図るため、職場及び警察学校における「教養」を実施します。(警察本部教養課)

(6) 公務員（行政職員）

- 県職員が、人権についての十分な認識を持ち、人権が尊重される社会の実現に向けた行動ができるよう、人権に関する研修を実施します。(総務部人事課)

- 市町職員に対する人権研修の実施を市町へ働きかけるとともに、研修を実施する市町への講師派遣等の支援を行います。(健康福祉部人権同和対策室)

(7) マスメディア関係者

- テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアは、人権尊重の社会を築いていくうえで、大きな役割を果たすものと期待されます。報道機関においては、公共的使命及び人権尊重の視点に立った取材行動や報道が求められることから、マスメディア関係者に対し、人権教育のための自主的な取組が行われるよう働きかけます。(健康福祉部人権同和対策室)

7 県民への人権啓発

(1) これまでの取組と現状・課題

本県では、静岡県人権啓発センターを人権啓発の拠点として、出前人権講座の実施等の様々な啓発活動を通じて、県民の人権尊重の意識の高揚に努めています。また、女性、子ども、高齢者、障害のある人、部落差別（同和問題）など、様々な人権問題について啓発に努めています。

しかしながら、依然として、偏見や差別、身体への暴力や生命にかかわるような重大な人権侵害も発生しています。

2024年度(R6)の「人権問題に関する県民意識調査」では、「この5年間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した人は、2019年度(R1)の前回調査とほぼ同じ16.5%となっています。こうしたことから、人権を自分にかかわる問題として捉え、人権についての正しい理解の習得につながる啓発や、自分だけでなく、他人もかけがえのない存在であり、お互いの人権を尊重することが大切であること等を内容とする啓発をはじめ、より効果的で多様な人権啓発活動を推進していく必要があります。

(2) 施策の方向

- 県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動を取ることができるよう、県民に対する効果的な人権啓発活動に努めます。
- 様々な人権問題について、県民の理解促進を図るとともに、国や市町といった関係機関等と連携して、人権啓発活動に努めます。

(3) 主要施策

ア 県民への人権啓発の推進

- 人権尊重の意識の高揚を図るため、人権週間（12月4日～10日）を中心に、講演会等の開催や様々な広報媒体を効果的に活用した啓発活動等を行います。また、人権啓発冊子の発行、団体、企業、市町等が実施する人権講座等への講師の派遣、インターネットによる情報発信等、効果的な人権啓発に努めます。（健康福祉部人権同和对策室）

県民への人権啓発

- 人権啓発に当たっては、「ふじのくに人権宣言」を活用し、人権が尊重される社会の実現に向けた取組を促進するとともに、人権についての基本的な知識の習得や、自他の生命の尊さ、他人との共生・共感の大切さを真に実感することができるよう、発達段階に応じた啓発、具体的な事例を用いた啓発、参加型の啓発等に努めます。(健康福祉部人権同和対策室)
- 静岡県人権啓発センターにおいては、各相談機関等と連携して、県民の理解の促進が図られるよう、様々な人権問題に応じた啓発活動を推進するための啓発資料を作成します。(健康福祉部人権同和対策室)
- 静岡地方法務局等の国の機関や市町、関係団体と連携して人権啓発活動を推進します。(健康福祉部人権同和対策室)
- 関係部局は、それぞれの人権に関わる分野について、県民の理解の促進を図る等、人権啓発に努めます。(関係各部署)

第4章 分野別施策の推進

1 課題横断的な人権問題に対する取組

(1) インターネット上の人権問題

インターネットがコミュニケーション手段として普及する一方、様々な分野における人権侵害が社会問題化しています。従来からあった電子掲示板における誹謗中傷等に加えて、近年は情報の拡散力が圧倒的に強いSNS等も一般的に利用されるようになりました。これに伴い、個人・団体に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化しています。

また、SNS等は、自然災害等の発生時においても有効なコミュニケーション手段である一方、偽情報の拡散や、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しています。これは、人権侵害であるのみならず、災害時の避難や復興の妨げにつながりかねない重大な問題です。

インターネット上の人権侵害は、後述(2)に掲げる「分野別施策の推進」に掲げる様々な人権課題に密接かつ横断的に関連する問題でもあり、インターネット上の問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠であるといえます。

こうした状況を踏まえ、国ではインターネット上の誹謗中傷への総合的な対策として、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を策定し、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動や発信者情報開示に関する取組等を推進しています。さらに、刑法の改正に伴う侮辱罪の法定刑の引上げ（2022年(R4)7月施行）や、「情報流通プラットフォーム対処法」（2025年(R7)4月施行）による大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付け等の法整備を行うなど、対策の強化を進めています。

SNSなどの手段で気軽に情報発信できるようになった現在、県民一人ひとりがインターネットの利便性と問題点や利用上の責任を正しく理解し、インターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう啓発していくことが必要です。

さらに、主にインターネット上で利用されているAIに蓄積された膨大な

課題横断的な人権問題に対する取組

データが、就職・人事や信用調査、広告機能等の様々な分野において、「A I バイアス」といわれる特定の属性・集団に偏向的・不公平な判断結果を示す例があることなど、人権に関わる問題も指摘されています。

また、新たに画像や音声などを作成する生成A I に関しては、特定の映像や画像、音声の一部を加工することで、なりすまし動画や偽情報・誤情報など「ディープフェイク」といわれる実在しない映像等を作成する行為があります。これらの中には、児童ポルノ画像の作成などに悪用するケースのように、個人の人権に深刻な悪影響を及ぼしている例もあります。

こうした状況の中で、2025年（R7）9月にはA I 法が施行され、これに基づいて、同年、政府は「人工知能（A I）の適正利用に向けた指針」を策定しました。

////////////////////////////////////
（参考）第3次改定版における「11 インターネットによる人権侵害」

(2) 施策の方向

- 個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解の促進を図ります。
- 情報収集発信における個人責任や情報モラル理解のための教育の充実を図ります。

(3) 主要施策

ア インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進

- インターネット上の人権侵害を防止するため、講演会や学校、企業、団体等へ講師を派遣する出前人権講座を実施します。（健康福祉部人権同和対策室）
- 人権啓発指導者養成講座等の開催により、インターネットによる人権侵害の問題に関する指導者、理解者を養成します。（健康福祉部人権同和対策室）
- 静岡県人権啓発センターにおいては、県民による自発的学習を支援するため、ビデオ、DVD、図書等の充実させるとともに、啓発用資料の作成・配布等によりインターネットと人権に関する理解促進に努めます。（健康福祉部人権同和対策室）

イ 情報モラル理解のための教育の充実

○情報化の進展（インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含む。）が社会にもたらす影響や、情報の収集・発信における個人の責任及び情報モラル等について、理解を促進するための教育の充実に努めます。（教育委員会社会教育課）

ウ 企業や事業者等への個人情報管理・安全対策の啓発

○携帯電話事業者において、フィルタリングサービスの利用を保護者に適切に説明してもらえよう、啓発物等を作成し、普及促進していきます。（教育委員会社会教育課）

////////////////////////////////////

(2) 複合差別（複合的な人権問題）

例えば、「障害のある人」、「外国人」など、複数の属性が重複している人はより深刻な差別を受けることが指摘され、これがいわゆる「複合差別」の問題です。

また、差別を受けた場合の救済方法は個別の属性に応じたものとして設定されていることが多いため、救済にたどり着かないことなど、被害の深刻化が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、各分野における施策を推進する際は、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境をつくっていく必要があります。

2 女性をめぐる人権問題

(1) 現状・課題

ジェンダーギャップ指数（世界経済フォーラム2025年(R7)）で日本は148か国中118位となっている中で、都道府県版ジェンダーギャップ指数（「地域からジェンダー平等研究会」2025年(R7)）でも、経済分野で本県は42位と低い現状にあります。

2024年度(R6)「静岡県男女共同参画に関する県民意識調査」によると、男女の役割を固定的に考えることについて「反対」又は「どちらかといえば反対」と答えた人の割合は69.8%であり、前回調査の2021年度(R3) (73.1%)より減少しています。男女別に見ると、男性60.7%（前回66.9%）、女性79.0%（前回78.2%）と、女性の方が高くなっています。

一方、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる機会が確保されていると思う県民の割合は33.2%（2024年度(R6)同調査）であり、前回(32.3%)より増加しています。男女別に見ると、男性36.5%（前回39.7%）、女性29.8%（前回26.6%）と、女性の方が低くなっています。

過去1年間にDVを受けたことがあるという人の割合は、3.6%（2024年度(R6)同調査）であり、前回(3.1%)より増加しています。特に女性の割合は、5.2%（前回3.5%）で、前回調査より、1.7ポイント増加しています。

また、近年、妊娠や出産、育休等を理由として、解雇や雇い止め、降格等の不利益な取扱いをするいわゆるマタニティ・ハラスメントも問題になっています。

2023年度(R5)に静岡労働局に寄せられた「男女雇用機会均等法」に関する相談443件のうち、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関するものが155件(34.9%)と最多となり、次いで、「セクシュアル・ハラスメント」に関する相談が136件(30.7%)となっています。

これらのハラスメントは、女性の活躍を推進する上で大きな妨げになるものです。

一方で、2023年(R5)に施行された「孤独・孤立対策推進法」では、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある人への迅速かつ適切な支援などに資する取組が推進されることとなりました。妊娠・出産や子育ての時期、ひとり親の家庭環境、DV被害を受けている人など様々な状態に置かれた女性も対象となります。

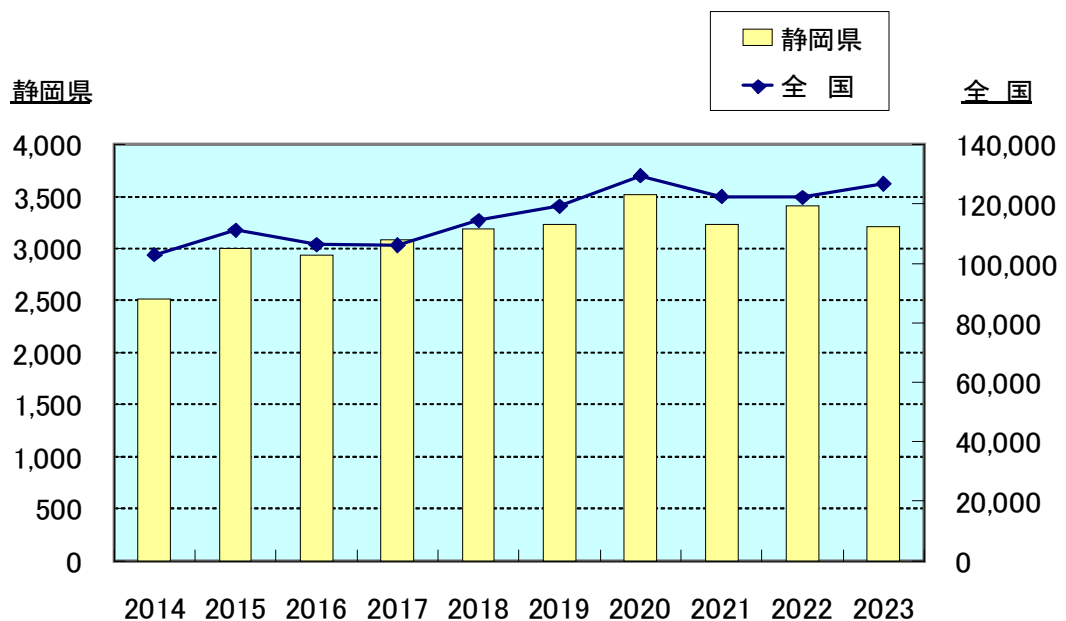
女性をめぐる人権問題

男女共同参画社会を実現するには、県民の意識改革や、男女の人権の尊重、男女平等の推進に関する教育・学習の充実、政策・方針決定過程への女性の参画、仕事と家庭の両立支援やDVやセクシュアル・ハラスメント等の根絶など、取り組まなければならない多くの課題があります。

DVの定義（配偶者暴力防止法）

暴力の相手方：配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、元配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手
 暴力の内容：身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
 ※保護命令、警察からの援助に関しては、身体に対する暴力のみが対象

DVを受けた者の相談件数(出典:内閣府、静岡県女性相談支援センター)



(単位:件)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
静岡県	2,520	2,996	2,938	3,081	3,193	3,232	3,516	3,231	3,412	3,208
全国	102,963	111,172	106,367	106,110	114,481	119,276	129,491	122,478	122,211	126,743

(2) 施策の方向

- 家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる場で男女の人権の尊重、男女平等の推進に関する教育・啓発の充実に努めます。
- DVやセクシュアル・ハラスメント等、男女共同参画の推進を阻害する問題の根絶のための取組を進めるほか、男女がともに、職業生活と家庭や地域での生活の両立ができるよう、就業環境の整備を進めます。

(3) 主要施策

ア 男女共同参画社会に向けた教育・啓発の推進

- 日常生活の中でお互いを尊重し共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。(くらし・環境部県民生活課)
- 性別による固定的な役割分担意識と無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消するため、「男女共同参画の日」、「男女共同参画週間」等を中心に、市町や関係団体と連携し、広報・啓発活動を展開します。
(くらし・環境部男女共同参画課)
- 男女共同参画の推進拠点となる静岡県男女共同参画センター「あざれあ」の交流機能や情報発信機能の一層の充実・強化を図り、地域活動にかかわる個人や団体とのネットワークを構築し、連携を進め、効果的な情報発信に努めます。(くらし・環境部男女共同参画課)
- 人権教育に関する教員研修等を通じて、学校における人権教育の充実に図り、自他の人権を大切にす態度や行動力を育成します。(教育委員会教育政策課)

イ 政策方針決定過程への女性の参画の拡大

- 県の審議会等委員や県職員の管理職への女性の登用を推進します。(総務部人事課)
- 雇用の場における女性の意欲や能力の向上を図り、役職者への積極的登用を促すため、女性活躍推進セミナーを開催します。(経済産業部産業人材課)

ウ 社会のあらゆる場における男女共同参画社会に向けた環境づくり

- 2003年(H15)に設立された民間団体のネットワーク組織「しずおか男女共同参画推進会議」の構成団体の自主的な取組を支援します。(くらし・環境部男女共同参画課)
- 男女共同参画社会づくりを推進する事業所・団体がその取組について宣言し、実践を通じて、男女共同参画社会の実現を目指すよう支援します。(くらし・環境部男女共同参画課)
- 仕事と家庭が両立できる環境づくりのため、地域における子育てや介護の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置・運営、病児・病後児預かりの拡充等に対し支援します。(健康福祉部こども未来課)
- 子育てを社会全体で支援するため、利用しやすい多様な保育サービスの充実を図ります。(健康福祉部こども未来課)
- 男性の家事・育児への参画による「共働き・共育て」の推進を図るため、男性の育児休業の取得促進や、父親の子育て参加等の啓発を行います。(健康福祉部こども政策課、こども未来課)
- 誰もが働きやすい職場環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性の周知啓発を行うとともに、経営者向けセミナーの開催や専門家の派遣等により働き方や企業風土の改善を支援します。(経済産業部産業人材課)
- 農業での起業・就業を目指す女性層の拡大や、経営への積極的な参画を推進するため、女性農業者の活動状況の情報発信や女性が働きやすい環境づくりの支援、女性農業者リーダーを育成するための研修会等を開催します。(経済産業部農業ビジネス課)

エ DV防止の推進及び相談体制の充実

- 「静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)」において、関係機関と連携して、性暴力被害者等に対し、相談・支援を行います。(くらし・環境部くらし交通安全課)
- あざれあ女性相談、あざれあ男性相談など、電話相談を実施します。(くらし・環境部男女共同参画課)
- 静岡県配偶者暴力相談支援センター(静岡県女性相談支援センター)を核として、市町や警察等の関係機関と連携して、DVの早期発見、早期対応

女性をめぐる人権問題

に努めるとともに、被害者の相談から保護、自立までの総合的支援の充実を図ります。(健康福祉部こども家庭課)

○2007年(H19)年の「配偶者暴力防止法」の改正により、市町のDV防止基本計画の策定が努力義務とされたことから、全市町における基本計画の策定を働きかけます。(健康福祉部こども家庭課)

○DV被害者の安全を確保するとともに、早期の自立に向けた支援を行うため、一時保護所や女性自立支援施設において、就業や住居確保の支援のほか、心理的ケアに取り組みます。また、民間シェルターを設置又は設置しようとする民間団体の活動を支援します。(健康福祉部こども家庭課)

○性犯罪被害相談電話（#8103）等の各種相談窓口を適切に運営します。
(警察本部警察相談課)

3 こどもをめぐる人権問題

(1) 現状と課題

未婚化・晩婚化等による少子化の進行、こどもの地域社会における交流機会の減少や親の過保護等により、こどもの自主性・社会性が育まれにくくなるなど、こどもを取り巻く環境は変化しており、こどもをめぐる人権問題は深刻化しています。

児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、全国で2023年度(R5)225,509件(2022年度(R4)214,843件)であり、本県の2024年度(R6)における件数は3,163件(2023年度(R5)3,554件)となっています。

2023年度(R5)の不登校児童生徒数は、全国で346,482人(2022年度(R4)299,048人)、本県で11,742人(2022年度(R4)9,643人)と、いずれも前年度より増加しています。また、2023年度(R5)のいじめの認知件数は、全国で732,568件(2022年度(R4)681,948件)、本県で25,921件(2022年度(R4)23,314件)となっており、いずれも前年度より増加しています。

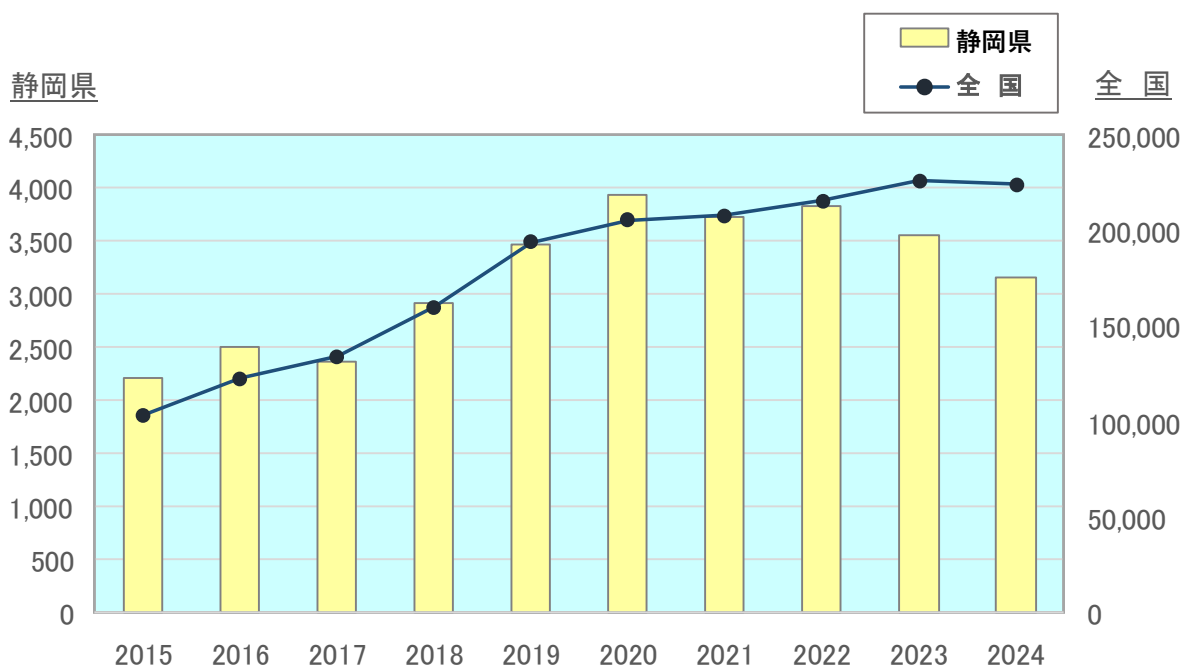
こどもの貧困率は、2021年(R3)時点では11.5%となり、前回の2018年(H30)時点(新基準14.0%)に比べ、2.5ポイント減少しました。なお、こどもがいる現役世代の相対的貧困率は10.6%であり、そのうちひとり親世帯は44.5%と、ふたり親世帯に比べ非常に高い水準となっています。

2024年(R6)における県内の20歳未満の薬物乱用による検挙者数は、覚醒剤事犯が3人、大麻事犯が25人であり、特に大麻事犯全体の検挙者数の7割以上が10代・20代の青少年が占め「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える極めて憂慮すべき状況にあります。また、近年、20歳未満も含む若年層を中心に風邪薬や咳止め等の市販薬の過量服薬(いわゆるオーバードーズ)の広がりも懸念される状況です。

児童虐待の定義（児童虐待防止法）

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
(身体的虐待)
 - 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
(性的虐待)
 - 3 児童に対する著しく拒絶的な対応、心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
(養育の放棄又は怠慢)
 - 4 児童に対する著しい暴言その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
(心理的虐待)
- * 児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃等させることを含む。
- 5 保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待の保護者による放置

児童相談所における虐待相談件数の推移



(単位: 件)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
静岡県	2,205	2,496	2,368	2,911	3,461	3,930	3,717	3,823	3,554	3,163
全国	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691

* 県内の数値は政令市を含む。

(2) 施策の方向

- こどもの人権を尊重する意識の啓発を促す施策を推進するとともに、「児童虐待防止法」等を踏まえ、こどもの人権が十分に擁護されるよう、児童虐待を防止するための相談体制や施策を充実します。また、いじめ、不登校や非行等を防止するための施策を充実します。
- 自他の人権を大切にす態度や行動力を育成するため、学校教育全体を通じて人権教育の充実に努めます。
- 自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる態度や行動力を育成するため、学校教育全体を通じて人権教育の充実に努めます。

(3) 主要施策

ア 人権を大切にす心の育成

- 日常生活の中でお互いを尊重し共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。(くらし・環境部県民生活課・再掲)
- こどもの基本的な生活習慣を確立し、偏見や差別等を持たない公正で豊かな人間性の芽生えを育み、人に対する愛情や信頼感、人権を大切にす心を育むための実践的な研修を行うよう、幼稚園、認定こども園、保育所、児童館等に対し働きかけます。
(健康福祉部こども未来課、私学振興課)
- 学校教育については、教育活動全般にわたり人権尊重の教育を基盤とした学校運営を行うとともに、人権教育の充実に向けた指導方法の研究・工夫に取り組み、一人ひとりの多様性を認め、互いに尊重する教育を推進します。(教育委員会教育政策課)
- 青少年に対して、社会の一員として自他の正しい権利の主張や社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努め、青少年が日常生活の中で考えていることを広く県民に訴えていきます。(教育委員会社会教育課)
- 地域の人々の参画を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を提供することにより、こどもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。(教育委員会社会教育課・再掲)

イ こどもの人権が尊重されるための教育・啓発の推進

- 児童福祉週間（5月5日～5月11日）等を通じて「こどもの権利条約」の趣旨を県民に一層周知し、こどもが基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるように努めるとともに、その趣旨を児童福祉行政、教育行政等に生かしていきます。（健康福祉部こども未来課）
- 地域子育て支援拠点や関係団体との連携等により、地域住民の子育て支援への参加を促進し、地域社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。（健康福祉部こども未来課）
- 学校において、全てのこどもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすることの理解と浸透を図るため、日常的、直接的に対応にあたる教職員の人権感覚を育成するための研修の実施と充実を図ります。（教育委員会教育政策課）
- こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会をライフステージに応じて持つことができるよう、環境整備と気運の醸成に取り組みます。（健康福祉部こども政策課、教育委員会社会教育課）

ウ 児童虐待防止等の取組

- 虐待を発見したり、又はそのおそれがあると認めた場合は、すべての国民に市町や福祉事務所、児童相談所に通報する義務があることを一層周知徹底します。（健康福祉部こども家庭課）
- 児童相談所の専門性を確保するとともに、相談・通報・通告への迅速な対応や相談体制の整備等による要保護児童の保護体制の強化を図るほか、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証、再発防止策の検討により、児童相談体制の強化を図ります。（健康福祉部こども家庭課）
- 児童相談所においては、虐待されたこどもと虐待をしてしまった保護者に対して家庭機能を回復させるために、カウンセリング等の心のケアを強化します。（健康福祉部こども家庭課）
- こどもの悩みや保護者等の教育上の悩みに対応するための相談体制の充実を図ります。（教育委員会教育政策課）
- 県警察においては、児童相談所と児童虐待に関する情報を相互に共有し、

こどもをめぐる人権問題

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。(警察本部人身安全少年課)

- 2025年(R7)の児童福祉法等の一部を改正する法律により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、通報に係る窓口を整備するとともに、関係機関との連携による事実確認や虐待再発防止のため必要な措置等を実施します。(健康福祉部こども未来課)

エ いじめ、不登校や非行等の防止対策

- 学校、教育委員会等が連携し、生徒指導上の情報の共有や課題の解決に向けた協議を行い、生徒指導の一層の充実を図ります。(教育委員会義務教育課)
- 学校全体でいじめは許されないという指導を徹底するとともに、組織的に未然防止・早期発見・早期対応を図ります。(教育委員会義務教育課、高校教育課)
- いじめ、不登校や非行等の解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。また、学校や市町教育委員会からの法的相談に対応するため、スクールロイヤーによる法律相談を行います。(教育委員会義務教育課、高校教育課)
- 少年の非行防止及び被害少年の支援に関する相談に応じる少年サポートセンターの専門性を強化し、カウンセリング等による被害少年への支援の拡大に努めます。(警察本部人身安全少年課)

オ 障害のあるこどもに関する施策の充実

- 市町に設置された「地域自立支援協議会」において、保健、福祉、医療、教育等関係機関の連携を促進します。(健康福祉部障害者政策課)
- 静岡県発達障害者支援センターにおいて、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害等の発達障害のあるこどもとその家族への相談・支援を行うとともに、地域の支援機関への研修・人材育成等を実施します。(健康福祉部障害福祉課)
- 特別支援学校等の生徒の就労の促進を図るため、ジョブコーチを派遣し、就職や職場定着を支援します。(経済産業部産業人材課)
- 教職員等のための指導資料の作成並びに学校教育関係者及び保護者等に対する人権教育を推進します。さらに、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動といった学校教育活動全体を通じて障害のある児童生徒に対する理解を深める教育を推進します。(教育委員会教育政策課)

こどもをめぐる人権問題

- 静岡県総合教育センターにおける教育相談機能の強化により、児童生徒の就学、進路、生活全般の支援を充実します。(教育委員会教育政策課)
- 発達障害のあるこどもに対する教員の指導力を高めるため、研修会の充実を図ります。(教育委員会義務教育課)
- 発達障害のあるこどもが多数在籍する学校を中心に非常勤講師を配置し、きめ細かな教育を支援します。(教育委員会義務教育課)
- 各学校における個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率を高め、個に応じた支援を促進します。(教育委員会義務教育課、高校教育課)
- 教員の人事交流の促進による、発達障害のあるこどもに対する教員の指導力の向上を図ります。(教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
- 学校支援心理アドバイザーによる巡回相談の実施により、教員の指導内容・方法への専門的見地に立った指導助言を行います。(教育委員会高校教育課)
- 「共生・共育」の社会を目指し、障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学習する機会と場を提供します。(教育委員会特別支援教育課、義務教育課、高校教育課)
- 特別支援学校の教員の専門性向上のための研修会を開催します。(教育委員会特別支援教育課)
- 地域の行事や、学校行事等をとおして地域の人々や幼稚園児、小中高校生との活動を共にする機会を充実させます。(教育委員会特別支援教育課)
- 特別支援教育コーディネーター等を対象とした、障害についての理解や、障害のあるこどもに対する指導方法に関する研修を実施します。(教育委員会特別支援教育課、義務教育課、高校教育課)
- 特別支援学校がセンター的機能を発揮し、地域での支援システムの構築とその機能の向上に向けた支援を促進します。(教育委員会特別支援教育課)

カ 外国人児童生徒への学習支援

- 外国人児童生徒等が日常生活や学習に必要な日本語を習得することができるよう、教職員に対し、日本語指導や適応指導等のあり方について理解を深め、指導力の向上を図るための研修を行います。(教育委員会義務教育課)
- 「外国人の子どもの就学実態状況調査」を実施するとともに、各市町と連携し、就学支援の充実を図ります。(教育委員会義務教育課)
- 外国人県民の学齢期の児童生徒が等しく教育を受けることができるよう、

こどもをめぐる人権問題

各市町教育委員会と連携して、就学情報の提供や不就学のこどもへの支援等を行います。(企画部多文化共生課、教育委員会義務教育課)

- 外国人児童生徒、教員、保護者等への支援の充実を図ります。(教育委員会義務教育課、高校教育課)
- 一部の高等学校において、入学者選抜における外国人生徒選抜を実施します。(教育委員会高校教育課)

キ 児童福祉施設等に入所しているこどもたちの人権の尊重

- 児童福祉施設等の入所(契約)児童に「子どもの権利ノート」等を配布するとともに、児童福祉施設職員に対する施設外研修への参加の促進、施設内研修の実施を指導するほか、一時保護所の職員等に対しても研修への参加促進を図ります。(健康福祉部こども家庭課、障害福祉課)
- 児童福祉施設に対し、こどもの権利擁護を含めた福祉サービスの評価を行う「福祉サービス第三者評価事業」の受審を指導し、こどもの人権の一層の確保を図ります。(健康福祉部こども家庭課)
- 意見を表現することが困難なこどもが、適切な第三者(アドボケーター)による支援を受け、意見を表明できるよう支援します。(健康福祉部こども家庭課、障害福祉課)
- 2025年(R7)3月に改訂した「静岡県社会的養育推進計画」に基づき、こどもの最善の利益を実現する社会的養護を推進します。2022年度(R4)の児童福祉法改正において示された、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、里親等委託率の向上等に取り組みます。(健康福祉部こども家庭課)

ク 健全育成のための環境づくり

- 優良図書類の推奨、有害図書類の指定、キャンプ禁止区域の指定等を適切に行うため、静岡県青少年環境整備審議会の効果的運営を図るとともに、青少年を取り巻く環境の実態を把握し、市町や関係団体と連携して、関係業者団体による自主的規制に向けた指導を進める等、地域の実態に即した有害環境の改善に向けた適切な対応を図ります。(教育委員会社会教育課)

ケ こどもの安心・安全対策

- 地域における自主的防犯活動を活性化させるため、「地区安全会議」等の組織への支援を行うとともに、活動を担う人材を育成します。(くらし・環境部くらし交通安全課)
- こどもを犯罪被害から守るため、「子どもの体験型防犯講座」を開催します。(くらし・環境部くらし交通安全課)
- 薬物乱用を未然に防止するため、児童生徒を対象とした「薬学講座」や、大学生等を対象とした「薬物乱用防止講習会」を開催します。(健康福祉部薬事課)
- こどもが判断力、自己責任能力、自制力等を備えることができるように、情報活用能力を育成するための教育や、金融教育等を推進します。(教育委員会義務教育課)
- こどもが犯罪の被害に遭わないようにするため、小中学校の防犯教育指導者を対象とした学校安全教育指導者研修会を実施します。(教育委員会健康体育課)
- 学校における、こども自身の危険察知能力、危機回避能力を高める防犯教室・防犯訓練等の実施を推進します。(教育委員会健康体育課)
- 「家族で話そう!!わが家のスマホルール」ワークシートの作成・配布により、フィルタリングサービス利用の啓発及びマナー・モラルの普及を推進します。(教育委員会社会教育課)
- 「小中学校ネット安全・安心講座」を開催し、インターネットの利用に際し、こどもの情報モラルの向上を図ります。(教育委員会社会教育課)
- スマホルールアドバイザー養成講座を開催し、こどもたちの携帯電話やスマートフォン、家庭用ゲーム機等の使用に関して、保護者が責任を持ってこどもと話し合い、具体的なルールを守って使うことの大切さを伝えるアドバイザーを養成します。(教育委員会社会教育課)
- 学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者、自治会、防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。(警察本部生活安全企画課)
- こどもや保護者等に対し、不審者情報等のマップ表示のほか、防犯ブザー・ちかん対策機能を搭載している静岡県警察防犯アプリ「どこでもポリス」の利用を促進する活動を推進します。(警察本部生活安全企画課、人身安全少年課)

コ ひきこもり青少年の社会復帰支援

- 「静岡県ひきこもり支援センター」において、第一次相談窓口として相談支援を行うほか、県内6か所に居場所を設置して運営する事業者と協働で対応するとともに、関係機関との連携を強化し、ひきこもり状態にある人やその家族を支援します。(健康福祉部障害福祉課)

サ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭のこどもの福祉の増進を図るため、経済的な支援として児童扶養手当の支給や医療費の助成のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付事業による高校や大学の修学資金等の各種資金の貸付けを行います。また、ひとり親サポートセンター等において生活相談や就業支援を行うとともに、各種支援制度について周知を図ります。(健康福祉部こども家庭課)

シ こどもの貧困対策

- 貧困の連鎖を防止するため、「静岡県こどもの貧困の解消に向けた対策計画」に基づき、生活困窮世帯等のこどもに対する学習・生活支援の取組を推進するほか、生活保護世帯やひとり親家庭等の生活基盤の安定を図るため、保護者に対する就業支援等を実施します。(健康福祉部地域福祉課、こども家庭課)
- 学校や家庭以外で、こどもが安心して過ごすことができる、こども食堂などの様々な居場所づくりの取組を促進するため、円滑な立上げや持続的な活動に向けた支援に取り組みます。(健康福祉部こども家庭課)
- 小・中学校においては、スクールソーシャルワーカーの配置を推進し、関係機関等と連携した課題解決への対応を図ります。(教育委員会義務教育課・再掲)
- 地域の人々の参画を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動を提供することにより、こどもが社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。(教育委員会社会教育課・再掲)

4 高齢者をめぐる人権問題

(1) 現状と課題

我が国では、少子高齢化が進行し、2024年(R6)10月1日現在の高齢化率は29.3%であり、2037年(R19)には約3人に1人が65歳以上の高齢者となることが予測されています。

本県においても、高齢化は着実に進行しており、2025年(R7)4月1日時点の高齢化率は30.9%となりました。また、後期高齢者率（総人口に占める75歳以上人口の割合）も17.9%と過去最高となっています。

高齢になると判断力の低下や認知症などといった理由から人権や権利が侵害されやすい状況となることから、権利擁護を必要とする人の増加が見込まれます。

また、2024年(R6)1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においては、「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。」が基本理念の一つとして規定されました。

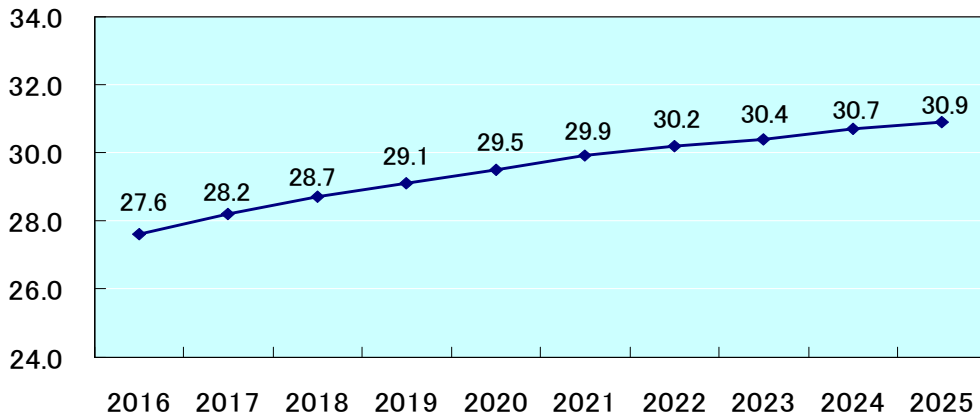
厚生労働省が実施した「高齢者虐待防止法に基づく調査」によると、2023年度(R5)に全国の市町村へ高齢者虐待の相談・通報があったものは43,827件で、2022年度(R4)と比べ2,741件(6.7%)増加しています。本県では2023年度(R5)に相談・通報があったものは929件で、前年度と比べ77件(7.7%)減少しています。

また、内閣府の実施した「高齢者の経済生活に関する調査(2019年度(R1))」では、65歳を超えても収入の伴う仕事をしたいと回答した人は59.0%と過半数に達していますが、ハローワークにおける65歳以上の求職者の就職率は22.6%に留まっています。

高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、高齢者が生きがいと尊厳をもって安心して暮らしていける豊かな社会を実現するには、高齢者の人権について理解を深めるための教育・啓発や関係機関のネットワークづくり、高齢者の社会参加の促進、質の高い福祉サービスの提供等、課題の解決に向けた多様な取組を推進していく必要があります。

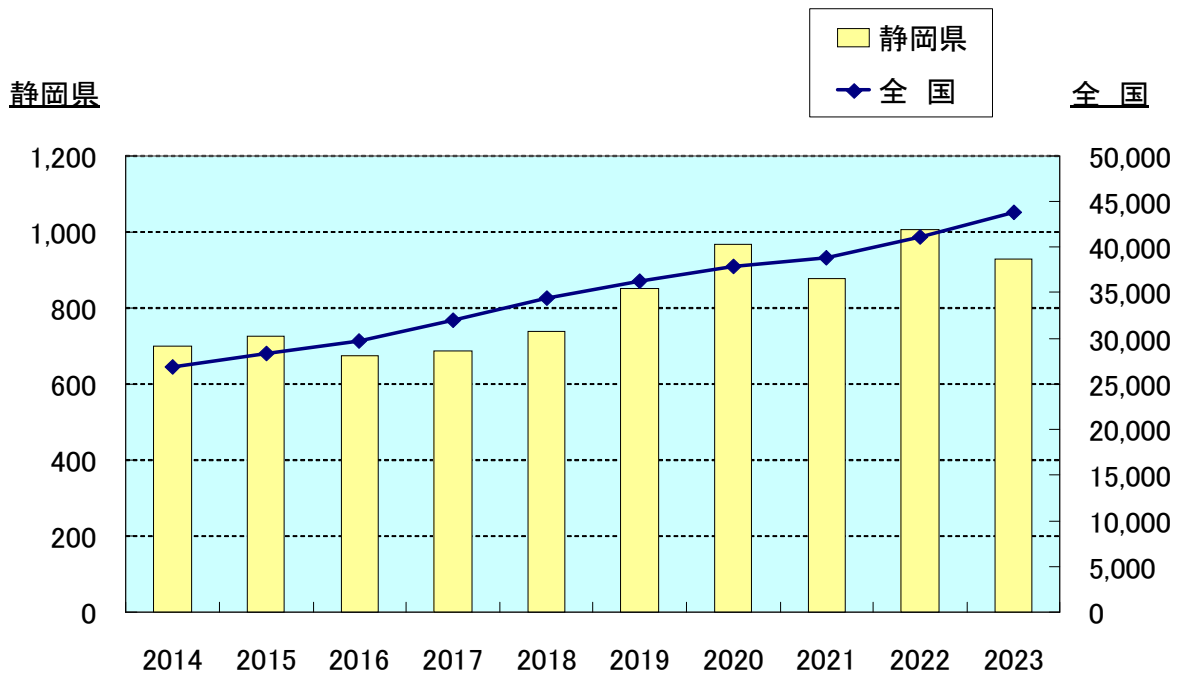
静岡県の高齢化率の推移

◆ 65歳以上人口比%



「高齢者福祉行政の基礎調査」(毎年4月1日現在 福祉長寿政策課)

高齢者虐待の状況(相談・通報件数)(高齢者虐待防止法に基づく調査)



(単位:件)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
静岡県	698	726	675	688	739	850	966	876	1,006	929
全国	26,911	28,328	29,663	31,938	34,418	36,324	37,871	38,768	41,086	43,827

(2) 施策の方向

- 高齢者の人権が尊重され、地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう地域で支え合うなど、高齢者が暮らしやすい地域づくりを推進します。
- 高齢者の虐待を防止し、権利が擁護される体制の充実を図るとともに、市町における体制の充実も働きかけます。

(3) 主要施策

ア 高齢者が暮らしやすい地域づくり

- 日常生活の中でお互いを尊重し共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。(くらし・環境部県民生活課・再掲)
- 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進のため、認知症バリアフリー宣言を始めとする地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組を支援します。(健康福祉部福祉長寿政策課)
- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らしていけるよう、地域の中で互いに支え合うシステムの構築を目指します。(健康福祉部福祉長寿政策課)
- 日常生活にちょっとした困りごとを抱える高齢者を支援するため、見守り活動や生活援助等、住民主体の支え合い活動を促進します。(健康福祉部福祉長寿政策課)
- 高齢者が意欲と能力に応じて年齢に関係なく働き続けることができる社会の実現に向け、高齢者と企業のマッチングを支援します。(経済産業部産業人材課)
- 地域社会に密着した臨時的、短期的で簡易な就業機会を高齢者に提供するシルバー人材センターの健全な運営のための支援を行います。(経済産業部産業人材課)
- 老人クラブ活動への支援や、特別養護老人ホームでの介護実習、訪問介護実習等、高校生による高齢者に対するボランティア活動を推進します。(教育委員会高校教育課)
- 高齢者との交流活動の推進や、地域の人たちに学ぶ学習活動への講師としての招請を通して、生きがいづくりを支援します。(教育委員会高校教育課)
- 高齢者、障害のある人など、誰もが安全、安心して旅行ができる環境を整備するため、旅行をサポートするシステムの実証や、観光施設等のバリアフリー化の推進などを通じて、ユニバーサルツーリズムの普及、定着を目指します。(スポーツ・文化観光部観光政策課)

イ 質の高い介護サービスの提供

- 介護保険利用者やその家族からの相談に応じ、利用者がその心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるように調整する介護支援専門員への研修を実施し、資質の向上を図ります。(健康福祉部介護保険課)
- 介護保険サービスの利用者等が質の高いサービスを提供している事業者を選択するため、介護サービスの情報の公表制度について、事業者及び利用者等に周知・徹底します。(健康福祉部福祉指導課)
- 高齢者の人権を尊重した質の高いサービスを実施するため、身体拘束をしないケアを実現するための研修会の実施や介護サービス事業者に対する指導監督により、高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進を図るなどの取組を、関係者と連携を図りながら推進し、適切なサービスの確保を図ります。(健康福祉部福祉指導課)

ウ 高齢者虐待等の防止

- 福祉サービス運営適正化委員会において、福祉施設等を利用している高齢者の人権が侵害されることがないように、相談、助言、調査、あっせん等を行っていきます。(健康福祉部地域福祉課)
- 地域包括支援センターにおいて、高齢者及び家族等が抱える様々な相談に応じるとともに、市町等の相談体制の充実を支援します。(健康福祉部福祉長寿政策課)
- 高齢者虐待の予防及び早期発見・対応のため、県民への広報による意識啓発を図るとともに、市町に対して高齢者虐待相談・対応体制の充実を働きかけます。(健康福祉部福祉長寿政策課)

エ 高齢者の権利擁護

- 認知症や障害等により判断能力が十分でない人の権利を擁護し、地域において自立した生活が送れるよう、静岡県社会福祉協議会と連携して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の活用等、適正な財産管理と身上保護のための成年後見制度の利用促進を図ります。(健康福祉部地域福祉課)
- 地域包括支援センターにおいて実施する権利擁護事業への情報提供や助言、援助を行うとともに、研修等を通じて、市町、社会福祉協議会、県弁護士会、県社会福祉士会との連携を図ります。(健康福祉部福祉長寿政策課)

オ 高齢者の安心・安全対策等

- 高齢者が被害に遭いやすい悪質商法や特殊詐欺などの被害を未然に防止するための対策を推進します。(くらし・環境部県民生活課、くらし交通安全課)

5 障害のある人をめぐる人権問題

(1) 現状・課題

ノーマライゼーションの考え方が徐々に浸透し、公共的な施設等における障害のある人への配慮がされるようになってきましたが、依然として障害のある人に不利な社会の仕組みが存在します。

また、家族などの養護者や障害者施設職員等による虐待、障害者の雇用率、精神障害や発達障害に対する理解不足等も問題となっています。

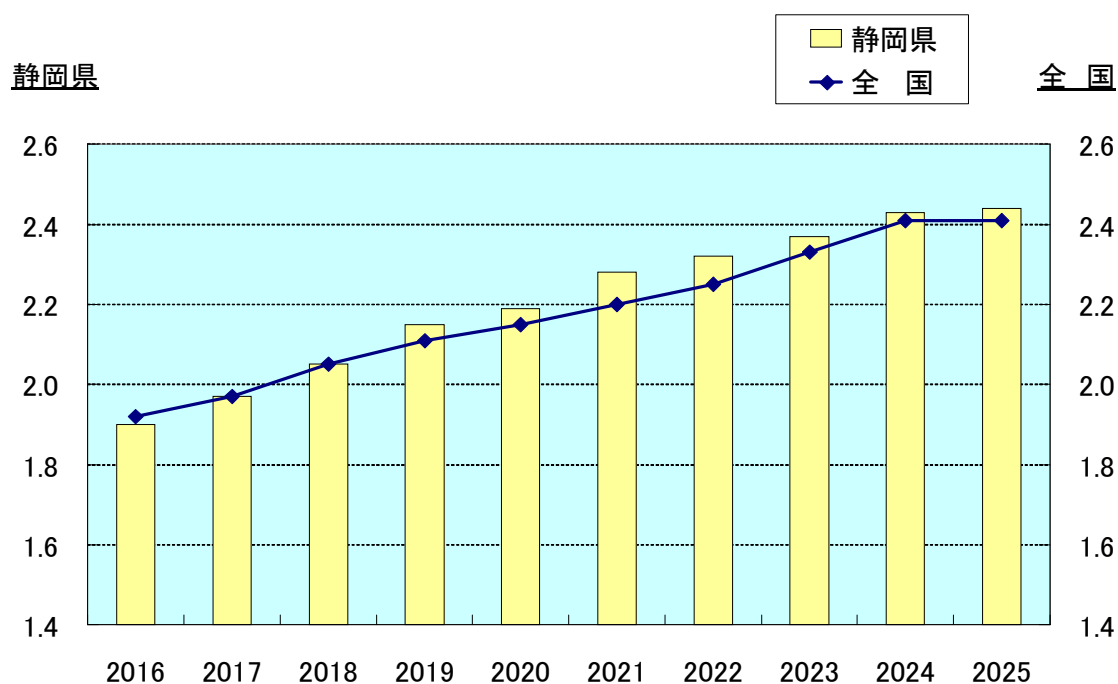
さらに、1948年(S23)から1996年(H8)までの約50年間には、多くの方々が、旧優生保護法に基づき、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術(不妊手術)等を受けることを強いられてきました。

こうした問題を解決し、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができる豊かな社会を実現するには、障害のある人について理解を深めるための教育・啓発や社会参加の促進、質の高い福祉サービスの提供、権利の擁護など取り組まなければならない多くの課題があります。

障害者権利条約

障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会等への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

障害者実雇用率(出典:厚生労働省)



(単位: %)

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
静岡県	1.90	1.97	2.05	2.15	2.19	2.28	2.32	2.37	2.43	2.44
全国	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25	2.33	2.41	2.41

※従業員40人以上の企業の障害者実雇用率 (2025年(R7) 6月1日現在)

(2017年(H29)調査までは50人以上規模、2018年(H30)から2020年(R2)までは45.5人以上規模、2021年(R3)から2023年(R5)までは43.5人以上規模の企業、2024年(R6)からは40人以上規模の企業)

(2) 施策の方向

- 障害のある人が正しく理解され、住み慣れた地域においてその人らしい自立生活を送ることができる暮らしやすい地域づくりを推進します。
- 社会的障壁を除去していくために必要な合理的配慮を行うとともに、障害のある人の権利が侵害されないための体制を充実させます。

(3) 主要施策

ア 障害のある人が暮らしやすい地域づくり

- 日常生活の中でお互いを尊重し共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。(くらし・環境部県民生活課・再掲)
- 障害について理解を深めるため、障害のある人のスポーツや文化芸術に関する情報提供を行うとともに、障害者スポーツの振興や静岡県芸術祭障害者文化芸術部門等を通じて、障害のある人とない人との交流を図り、県民の障害のある人に対する理解を促進します。(スポーツ・文化観光部スポーツ振興課、文化政策課)
- 「障害者働く幸せ創出センター」を拠点として、障害のある人の一般就労への移行、経済的自立の支援、工賃水準の向上に向けた福祉と企業、地域との連携強化を図ります。(健康福祉部障害者政策課)
- 障害者週間や愛の援聴週間を中心に、県内各地で関係団体、市町等と連携・協働して街頭キャンペーンやイベントを実施して啓発活動を行います。(健康福祉部障害者政策課、障害福祉課)
- 障害のある人の自立を図るため、静岡県視覚障害者情報支援センターや静岡県聴覚障害者情報センターにおいて、利用者のニーズに応じて内容の充実を図り、利用を促進します。(健康福祉部障害福祉課)
- 企業等に対し、セミナーや職場見学会により障害者雇用の気運醸成を図るとともに、企業等及び障害のある人に対し、専門の支援員やジョブコーチ等が段階に応じたきめ細かな支援を行い、障害のある人の就労を促進します。(経済産業部産業人材課)
- 障害のある人が、農業分野で活躍することにより、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す農福連携の取組を推進します。(経済産業部食と農の振興課)

イ 障害のある人の自立・社会参加

- 障害のある人の社会参加を一層促進するため、障害者スポーツの振興や静岡県芸術祭障害者文化芸術部門等を通じて交流の促進を図ります。(スポーツ・文化観光部スポーツ振興課、文化政策課)
- 静岡県発達障害者支援センターにおいて自閉症やアスペルガー症候群、学習障害等の発達障害児・者に関する相談・助言を行います。(健康福祉部障害福祉課)
- 高齢者、障害のある人など、誰もが安全、安心に旅行ができる環境を整備するため、旅行をサポートするシステムの実証や、観光施設等のバリアフ

リー化の推進などを通じて、ユニバーサルツーリズムの普及、定着を目指します。(スポーツ・文化観光部観光政策課・再掲)

ウ 共に生きる地域づくり

- 「障害者差別解消法」及び「静岡県障害者差別解消条例」を周知するとともに、差別に関する相談体制の構築や、周囲の人に配慮を必要とすることを知らせるヘルプマークの配布・普及等を進め、障害のある人への差別のない社会の実現を目指します。(健康福祉部障害者政策課)
- 県民の手話への理解促進により、手話を使いやすい環境の整備を図り、手話を言語として日常生活や社会生活を営む「ろう者」を含む、誰もが地域の一員として生活できる社会の実現を目指します。(健康福祉部障害福祉課)
- 病院や福祉施設等との連携により、精神障害のある人が地域への生活に移行(退院)し、安心して生活し続けることができるよう、支援を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)

エ 質の高いサービスの提供

- 福祉サービス運営適正化委員会においては、福祉施設等を利用している障害のある人たちの人権が侵害されることがないように、相談、助言、調査、あつせん等を行っていきます。(健康福祉部地域福祉課)
- 県自立支援協議会人材養成部会において、障害福祉の基礎を担う相談支援従事者を育成するための研修体系(静岡県障害福祉人材育成ビジョン)を構築し、効果的な研修を実施することにより、相談支援専門員の質の向上と量の確保を図ります。(健康福祉部障害者政策課)
- 障害のある人の地域生活支援の中核を担う相談支援事業所及び市町自立支援協議会に対し、技術的助言を行う圏域スーパーバイザーを配置し、市町の相談支援体制整備を支援するとともに、各障害保健福祉圏域に設置した圏域自立支援協議会において専門部会を設置し、障害のある人の一般就労や地域移行、障害児支援といった特定の専門的課題への対応を図っていきます。
(健康福祉部障害者政策課)

オ 障害のある人の権利擁護

- 認知症や障害等により判断能力が十分でない人の権利を擁護し、地域において自立した生活を送ることができるよう、静岡県社会福祉協議会と連携して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の活用、適正な財産管理や身上保護のための成年後見制度の利用促進等を図ります。(健康福祉部地域福祉課・再掲)
- 県障害者虐待防止支援センターを設置し、障害のある人に対し虐待をしてはならないことを周知していくとともに、通報・届出の窓口となり、権利擁護等の支援を担う市町障害者虐待防止センターの活動を支援します。(健康福祉部障害者政策課)
- 精神科病院における入院患者の人権に配慮した適切な医療を確保するため、入院の必要性や入院患者の処遇に重点をおいた審査・指導を実施するとともに、精神科病院業務従事者を対象とした虐待防止研修を実施します。(健康福祉部障害福祉課)
- 旧優生保護法による誤った施策が推進されてきたことに鑑み、このような事態を二度と繰り返さないように、優生思想を根絶し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人について理解を深めるための教育や啓発などの施策を推進します。(健康福祉部障害者政策課、こども未来課、人権同和対策室)

6 部落差別（同和問題）

(1) 現状・課題

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

2016年(H28)12月には、現在もなお部落差別が存在することや、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別解消推進法が施行されたところです。本県においても、同和地区における生活環境をはじめ様々な面で存在していた実態的較差は大幅に改善されましたが、依然として、結婚やつきあいなどにおいて差別や偏見が根深く存在し、差別意識の解消には至っていません。

2024年度(R6)「人権問題に関する県民意識調査」では、同和問題に関心のある人の割合は43.0%と、子ども、障害のある人や女性をめぐる人権問題の約半分にとどまっているものの、「自分の子どもの結婚相手が同和地区出身者であることが分かった場合にするか」という問いに対しては、「本人の意志を尊重する」と回答している人は72.5%となっています。2014年度(H26)の調査結果(65.6%)と比較してから改善が見られますが、結婚を認めないと考える人も10.1%と、依然根深いものがあります。

特に、近年は、匿名性を悪用し、インターネットの掲示板サイト等への差別助長的な情報の書込み・流布が発生するといった問題も起きています。全国の被差別部落の地名を記載した「全国部落調査」復刻版の出版をもくろみ、これに関連するインターネット上の記載をしている人物に対して、該当の31都府県の関係者が原告となってプライバシー侵害として出版の差し止め等を求めた訴訟の上告審において、原告が属する31都府県分に係る出版を禁じてサイト上の情報の削除などを命じた高裁判決が2024年(R6)12月に確定しました。

また、同和問題に対する誤った認識を植え付けるなどの同和問題解決の大きな障害要因となる「えせ同和行為」については、(公財)人権教育啓発推進センターが行った、「令和6年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート

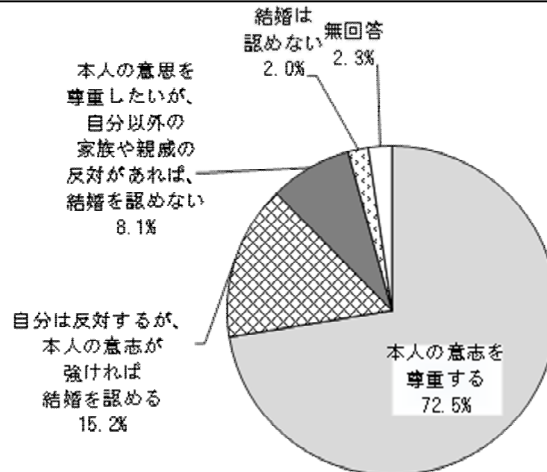
部落差別（同和問題）

調査」によれば、近年、その被害件数は減少傾向にあるものの、依然として存在しています。

こうしたことから、「部落差別解消推進法」の趣旨に沿って、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、今後も、人権教育・人権啓発に取り組んでいく必要があります。

同和問題（自分のこどもの結婚にかかわる意識）

あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身者であることがわかったとき、あなたはどうされますか。



2024年度(R6)「人権問題に関する県民意識調査」

(2) 施策の方向

- 「部落差別解消推進法」の目的及び基本理念に基づき、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるため、偏見や差別意識の解消に向けて人権教育・啓発を推進するとともに、児童生徒が同和問題を正しく理解するための学校教育の充実を図ります。
- 地域における人権啓発や住民交流の拠点となる隣保館の活動支援を行うほか、企業や行政において、同和問題の解決を阻む「えせ同和行為」の排除に向けた取組を引き続き推進します。

(3) 主要施策

ア 同和問題についての正しい理解を深めるための教育・啓発の推進

- 「部落差別解消推進法」について、県民への周知を図ります。（健康福祉部人権同和対策室）
- 静岡県人権啓発センターにおいては、県民による自発的学習を支援するため、ビデオ、DVD、図書等の充実に努めるとともに、啓発用資料の作成・配布、マスメディアの活用やホームページでの情報発信等により効果的な啓発を行います。また、同和問題についての正しい理解と認識を深めるため、学校、企業、団体等へ講師を派遣する出前人権講座を実施します。（健康福祉部人権同和対策室）
- 児童生徒が同和問題を正しく理解するために、教職員が同和問題に関する正しい理解と認識を深められるよう、各種教職員研修会や教職員向け人権教育の手引き（指導資料）等に同和問題を題材とした内容を取り上げるなど、様々な場面での教職員等指導者への研修を充実させます。（教育委員会教育政策課）

イ 地域における教育・啓発への支援

- 地域の団体が実施する研修会等へ講師を派遣するなど、地域住民等に対する啓発活動を支援します。（健康福祉部人権同和対策室）
- 市町が住民に身近な場や機会を利用して実施する啓発活動を支援します。（健康福祉部人権同和対策室）
- 人権啓発指導者養成講座等の開催により、地域における人権問題の理解者、指導者を養成します。（健康福祉部人権同和対策室）
- 地域の人権問題と直接向き合い、人権尊重のまちづくりを進めるために、地域において指導的立場にある人や行政担当者向けの研修会を開催します。（健康福祉部人権同和対策室、教育委員会教育政策課）
- 地域における人権教育推進の拠点、情報発信基地としての社会教育施設との積極的な連携を図ります。（教育委員会教育政策課）
- 研修会等を通じた啓発を行うことにより、家庭や地域社会での理解を深めます。（教育委員会教育政策課）

ウ 隣保館の地域における取組への支援

- 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となり、開かれたコミュニティーセンターとしての役割を担う隣保館が行う、相談事業や啓発・交流事業等の取組を支援します。（健康福祉部人権同和对策室）
- 静岡県隣保館連絡協議会と連携し、隣保館職員や市町担当職員への研修を実施します。（健康福祉部人権同和对策室）

エ えせ同和行為の排除

- えせ同和行為は、その行為自体が許されないものであるだけでなく、同和問題の解消を阻む大きな要因であることから、関係機関との緊密な連携による情報交換や講演会の開催、「えせ同和行為対応の手引」等の啓発資料を企業、団体等への関係機関に提供するなど、えせ同和行為の排除に向けて取り組みます。（健康福祉部人権同和对策室）
- えせ同和行為は、同和問題を口実として行われる不当要求、不当行為であることから、取締りを強化するとともに、県から（公財）静岡県暴力追放運動推進センターに業務委託されている不当要求防止責任者講習において、被害防止に向けた講習の他、各種広報活動や相談活動を推進します。（警察本部組織犯罪対策捜査第四課）

オ 相談体制の充実

- 同和問題の適切な解決が図られるよう、部落差別解消推進法の基本理念に基づき、隣保館が行う相談活動を支援するとともに、関係機関と連携して静岡県人権啓発センターにおいても人権相談を実施します。（健康福祉部人権同和对策室）

7 外国人県民等をめぐる人権問題

(1) 現状・課題

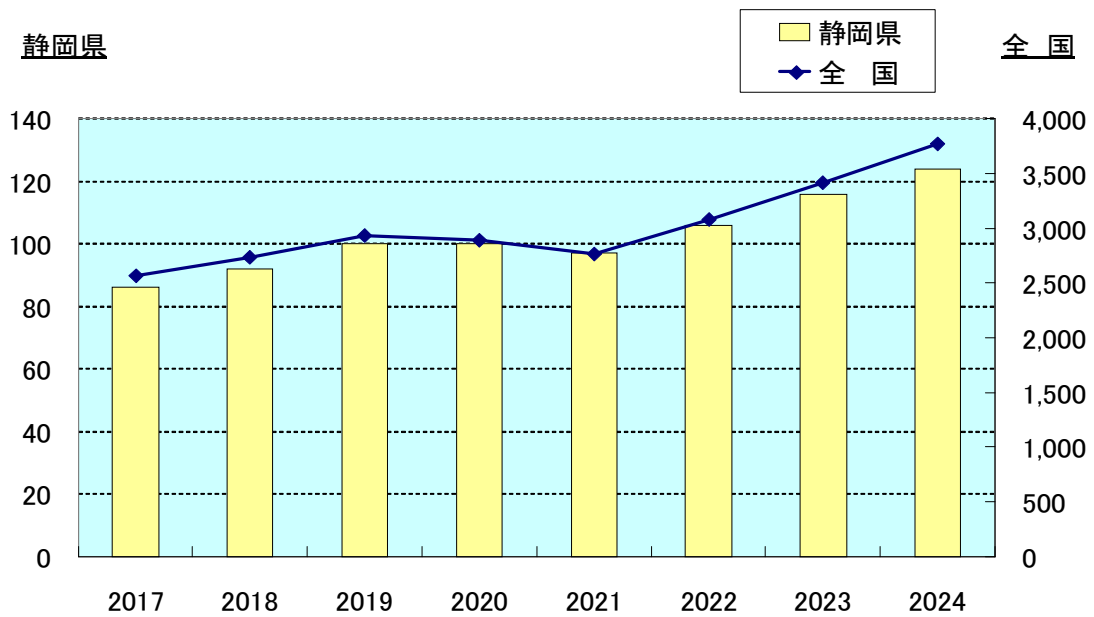
2024年度(R6)「人権問題に関する県民意識調査」によると、「日本に居住している外国人に関することで、人権上特に問題があること」（複数回答）として、「保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報が多言語で提供されないこと」が29.8%で最も多く、続いて、「言語の問題で子どもが必要な教育を受けられないこと」（27.8%）、「地域社会での偏見や差別意識により受入れが十分でないこと」（25.8%）など挙げられています。

本県は、急速な人口減少と少子高齢化という大きな転換期を迎えています。本県の経済と地域の活力を維持し、次世代へとつないでいくためには、外国人との共生が欠かせません。県内には、すでに12万人を超える外国人の方々が暮らし、そのうち8万人以上が製造業や介護、サービス業など幅広い分野に就労するなど、外国人県民は既に県の経済と地域を支える、なくてはならない存在になっています。

一方で、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動（ヘイトスピーチ）が社会問題化しており、さらに近年ではSNSなどを通じて、外国人に関する事実と異なる情報や誤解を招く言説が拡散しています。

こうした状況に対して本県では、「外国人県民は、共に地域をつくっていくパートナーである」とポジティブに捉え、外国人のもつ文化的多様性を県全体の活力や成長につなげる「インターカルチュラル」という新しい考え方のもとで多文化共生の取組を一層推進していきます。

在留外国人数の推移(法務省在留外国人統計)



(単位:千人)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
静岡県	76	80	86	92	100	100	97	106	116	124
全国	2,232	2,383	2,562	2,731	2,933	2,887	2,761	3,075	3,411	3,769

※各年12月末現在

(2) 施策の方向

- 外国人県民と日本人県民が、お互いに文化的背景や生活習慣等を理解し合うとともに、お互いの人権が尊重される、誰もが理解し合える地域づくりを推進します。
- 日本語能力が不足する外国人県民への多言語情報の提供等のコミュニケーション支援により、外国人県民の地域社会への適応を促進し、共生を推進します。

(3) 主要施策

ア 誰もが理解し合い安心して暮らせる多文化共生の地域づくり

- 日常生活の中でお互いを尊重し共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。(くらし・環境部県民生活課・再掲)
- 「静岡県日本語教育推進基本方針」に基づき、外国人県民の日本語・日本文化の学習機会の増加に努めるとともに、地域日本語教室と行政が連携し、多文化共生の課題解決の場として地域日本語教室を活用できる仕組みづくりを推進します。また、「やさしい日本語」の活用に取り組み、外国人県民と日本人県民のコミュニケーションを促進します。(企画部多文化共生課)
- 外国の文化・歴史・習慣等を理解し、お互いの人権を尊重できる人材を育成するため、多文化共生の視点に立った国際理解教育と、外国人の人権に関する人権教育・啓発を充実させます。また、家庭、地域、企業等を対象にした講座の開催により、社会生活のあらゆる場において、外国人の人権について学習する場を設置し、特定の民族や国籍の人々を排斥する運動(ヘイトスピーチ)が起きることがないように人権教育・啓発に努めます。(健康福祉部人権同和対策室、教育委員会教育政策課)
- 外国人県民を「まちづくりのパートナー」ととらえ、地域に定住する外国人と日本人が相互に理解し、共に新しい価値を創り出す「インターカルチュラル」の理念を重視しながら、多文化共生の取組を一層推進していきます。(企画部多文化共生課)

イ 外国人県民への情報提供の強化

- 「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」に基づき、全庁で多言語や「やさしい日本語」による情報提供の充実を図ります。(関係各部局)
- 外国人県民が的確な判断に基づき行動できるよう、各種生活情報、DV・虐待の相談先等について、多言語や「やさしい日本語」を使用して発信するよう努めます。(企画部多文化共生課、くらし・環境部県民生活課、健康福祉部こども家庭課)
- 「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」において、外国人県民の各種相談に多言語で対応します。(企画部多文化共生課)
- 行政職員及び県民への「やさしい日本語」の普及活用を推進します。(企画部多文化共生課)
- 外国人県民の学齢期の児童生徒が等しく教育を受けることができるよう、

外国人県民等をめぐる人権問題

各市町教育委員会と連携して、就学情報の提供や不就学のこどもへの支援等を行います。(企画部多文化共生課、教育委員会義務教育課・再掲)

- 排他的・排外的な考え方に基づく言動を明確に否定し、外国人に関する正確でわかりやすい情報発信に努めます。(企画部多文化共生課)

8 感染症患者等をめぐる人権問題

(1) 現状・課題

ア HIV感染者等

世界のHIV感染者やエイズ患者は2024年(R6)末現在4,080万人、年間の新規HIV感染者数約130万人、エイズによる死亡者約63万人となっています。

また、わが国の新規のHIV感染者やエイズ患者は、2024年末(R6)で994人であり、2013年(H25)の1,590人をピークとして、減少傾向となっています。

一方、本県におけるHIV感染者やエイズ患者は、2024年末(R6)で合わせて27人となっています。

HIV感染後、適切な治療によりエイズ発症を抑えることができます。全国においては、新規HIV感染者及びエイズ患者報告数に占める新規エイズ患者報告数の割合は、30%前後で推移していますが、本県においては、40%前後で推移しています。

本県では、HIV検査普及週間（6月1日～7日）や世界エイズデー（12月1日）等における街頭キャンペーン等、HIV感染の新規感染予防及び早期発見による感染の拡大防止を図るため、県民やハイリスクの方に対して、正しい知識の普及と合わせた予防啓発を行っています。引き続き、HIV感染者やエイズ患者に対する地域社会の偏見や差別の解消に取り組み、誰もが正しい知識を持つことで、HIV感染者やエイズ患者が偏見・差別なく、適切かつ必要な医療、福祉サービスを受けることを確保する必要があります。

イ 新興・再興感染症患者等

人と物の輸送が国際規模になったことに伴い、国外からの病原体の侵入による感染症が発生して、人々に脅威を与えています。

2020年(R2)1月頃から世界的に新型コロナウイルス（COVID-19）がまん延し、我が国でも、大都市圏を中心に全国規模で感染が拡大しました。こうした中、感染に対する不安から、感染症患者だけでなく、治療に当たっている医療従事者やその家族に対して、SNS等での個人情報の特定や拡散、誹謗中傷等の差別行為や不当な対応が発生しました。

また、行政からの自粛要請に協力できない人や店舗、他県からの来訪者等に対して、自らの誤った正義感に基づく自粛の強要を行うなど、人権侵害となる行き過ぎた行動も発生しました。

コロナ禍後も、国外において高病原性鳥インフルエンザの人への感染が見られるほど新興・再興感染症の流行のリスクはなくなっていない。

誹謗中傷等は、当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるだけでなく、積極的疫学調査をはじめ、感染症拡大防止への協力が得にくくなるなどの悪影響が生じるため、根絶に向け、引き続き取組を推進する必要があります。

このため、本県では、感染症発生時においては、感染症の患者やその家族、治療に従事した医療従事者等へのいわれのない差別や偏見の防止と解消を図るため、発生当初から誹謗中傷や差別を防ぐことに配慮した正しい情報の提供を行います。

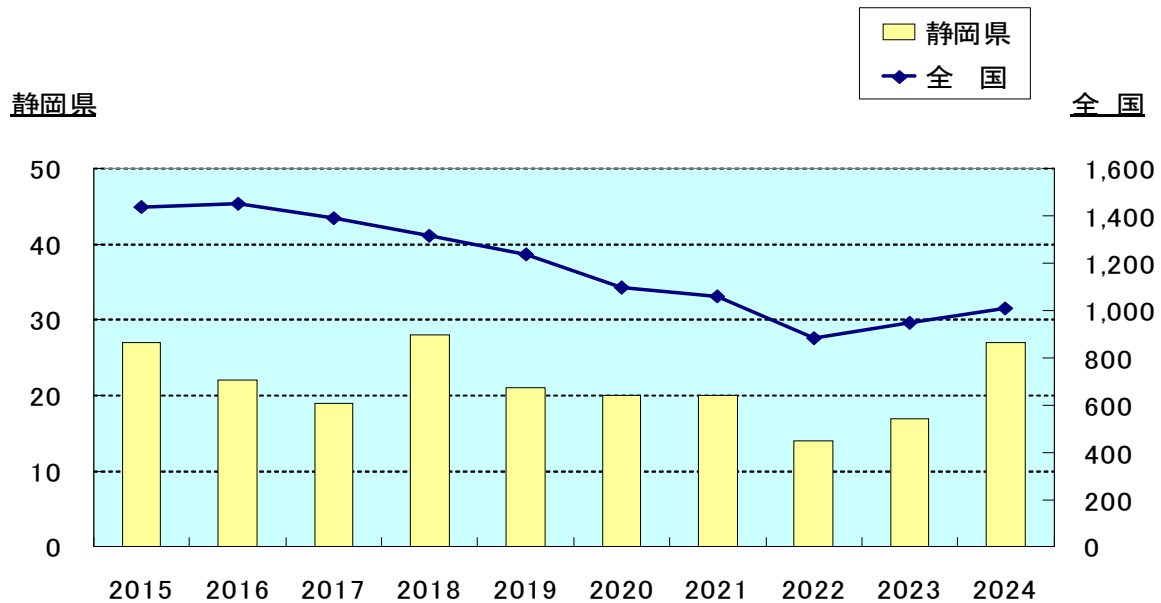
ウ その他

医療を提供するに当たっては、医師、看護師等の医療関係者は、患者の自己決定権を重視するインフォームドコンセント(納得診療)の理念に基づく医療を推進するため、患者へ適切な診療情報の提供を行うとともに、患者からの相談・苦情には適切に対応し、患者との信頼関係を構築する必要があります。

このため、本県では、人権相談窓口や医療安全相談窓口を設置して、患者・家族からの病気や健康、医療におけるトラブル、職員の対応等の各種相談・苦情に対応するとともに、医療機関に対する情報提供や助言を行うことにより医療安全の推進を図っています。

県立病院機構の県立総合病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院と、県立静岡がんセンターでは、各病院ごとに「基本方針」、「患者権利宣言」を作成し、院内に掲示して周知を図るほか、医療相談窓口を設置して患者や患者家族の相談に対応する等、患者の立場に立った医療を推進しています。

HIV感染者・エイズ患者新規報告数の推移



(単位:人)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
静岡県	27	22	19	28	21	20	20	14	17	27
全国	1,434	1,448	1,389	1,317	1,236	1,095	1,057	884	948	1,008

感染症法に基づくエイズ患者・感染者情報 (厚生労働省)

(2) 施策の方向

- 感染症患者や医療従事者、又はその家族等に対する誹謗中傷やデマの拡散、差別等の人権侵害を防止するため、県民に対して感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、人権を尊重し、差別をなくすための周知・啓発を推進します。
- 感染症患者個人等の意思や人権に配慮し、安心して社会活動を続けながら良質かつ適切な医療を受けられるような環境の整備を図ります。
- 医療従事者に対し、患者の権利に関する理解の促進を図るほか、患者本位の医療の提供を促進します。
- 差別の解消に向けた相談体制の充実を図ります。

(3) 主要施策

ア 感染症患者等についての正しい理解の促進及び差別の防止

- 人権啓発指導者養成講座での研修や、会社や学校における出前人権講座の開催を通じて、感染症患者等に対する差別防止の啓発を推進します。(健康福祉部人権同和対策室)
- H I V感染者等に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及を図りその理解を深めます。主に、講演会や研修会の開催、キャンペーンの実施、パンフレットの配布等の啓発活動を推進していきます。(健康福祉部感染症対策課)
- エイズに対する正しい理解と予防啓発をするため、高校生等を対象とした思春期講座やエイズピアカウンセラー養成講座を実施します。(健康福祉部感染症対策課)
- 学校において、感染症等について学習するセミナーの紹介や、保健教育を担当する保健主事や養護教諭の研修を充実する等、正しい理解の促進を図ります。(教育委員会健康体育課)

イ 患者・感染者等への支援

- 医師からの要請に基づき、エイズカウンセラーや、外国人患者等に対する通訳者の派遣(「エイズカウンセラー派遣事業」、「外国人患者支援事業」)をするとともに、当事業の周知及び利用促進を図ります。(健康福祉部感染症対策課)

ウ 患者の権利に関する理解の促進

- 患者の立場を考えた医療が一層行われるために、県立病院機構の本部・3病院及び県立静岡がんセンターの新規採用職員研修において患者の権利に関する理解の促進を図ります。(健康福祉部人権同和対策室、医療政策課、がんセンター局)
- 医療関係者に対して、患者の同意を得た治療、患者への診療情報の提供等患者本位の医療の提供について働きかけていきます。(健康福祉部医療政策課、がんセンター局)
- 疾病の症状や内容にかかわらず、すべての患者の生活の質の向上を目指し、療養支援の専門家として高度な知識と技能を持ち、的確な医療・看護の技術を提供できる医療関係者の養成に努めるとともに、養成機関等に働きかけます。(健康福祉部地域医療課)

エ 相談体制の充実

- 患者・家族からの医療に関する相談に適切に対応することで、医療機関と患者・家族との信頼関係構築の支援を行います。(健康福祉部医療政策課)
- エイズに対する各種相談を行う等の取組を進めます。(健康福祉部感染症対策課)
- 県立静岡がんセンターにおいては、気軽に相談できる医療相談窓口となるよう取組を進めます。(がんセンター局)
- 来所による相談窓口の利用が難しい地域に居住する住民の利便性の向上を図るため、専門スタッフが地域に出向く「出張がんよろず相談」を実施します。(がんセンター局)
- 病気の治療と仕事が両立できるよう、関係機関と連携を取りながら、がん患者への就労支援等の相談を実施します。(がんセンター局)

9 ハンセン病患・元患者等をめぐる人権問題

(1) 現状・課題

ハンセン病は、らい菌による慢性の感染症ですが、極めて感染力が弱く、仮に感染しても発病する可能性は非常に低く、発症したとしても有効な治療薬により早期に治療することで、後遺症を残すことなく治癒する病気です。

しかし、かつてのわが国において、全ての患者に療養所への入所を強制する施策が、1996年(H8)に「らい予防法」が廃止されるまで長きに渡り継続しました。その結果、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が助長され、患者や元患者及びその家族は、多くの苦痛と苦難を強いられてきました。

2019年(R1)7月には、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けた内閣総理大臣談話において、政府としての深いおわびが示されるとともに、人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されています。

2025年(R7)5月1日現在、全国には国立と私立を合わせて14か所の療養所があり、641人が入所しています。2025年(R7)9月1日現在、県内には2か所の療養所があり、33人が入所しています。

入所者の平均年齢は85歳を超えており、重い障害を抱えている人も多く、未だに社会に偏見や差別が残っていること等から、療養所の外で暮らすことに不安があるため、安心して退所することができないという人もいます。

また、2023年度(R5)に国が実施したハンセン病問題に係る全国的な意識調査の結果等によれば、「ハンセン病元患者の身体に触れる」、「ホテルなどで同じ浴場を利用する」、「ハンセン病元患者の家族と自身の家族が結婚する」といったことに対して抵抗感を示した者が約2割に及ぶなど、社会においてハンセン病に対する偏見や差別が根深く残存していることが明らかになっています。

本県では、県民にハンセン病に対する正しい知識を普及していくため、講演会やパネル展等を開催するとともに、療養所入所者に対する里帰り事業や療養所退所者に対する県営住宅への優先入居の実施、学校や住民と療養所との交流等を行っていますが、ハンセン病患者・元患者に対する地域社会の偏見や差別の解消に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向

- ハンセン病患者・元患者や医療従事者、又はその家族等に対する偏見や差別等が解消されるよう、県民に対してハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発を推進します。
- 療養所入所者が地域で安心した療養生活を送れるように支援の充実を図ります。

(3) 主要施策

ア ハンセン病等についての正しい理解の促進及び差別の防止

- 人権啓発指導者養成講座での研修や、会社や学校における出前人権講座の開催を通じて、ハンセン病患者等に対する差別防止の啓発を推進します。(健康福祉部人権同和対策室)
- ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及を図りその理解を深めます。主に、講演会や研修会の開催、キャンペーンの実施、パンフレットの配布等の啓発活動を推進していきます。(健康福祉部感染症対策課)

イ 患者・元患者等への支援

- ハンセン病療養所入所者の福祉の増進を図るため、「療養所入所者厚生事業」を実施します。(健康福祉部感染症対策課)

ウ 相談体制の充実

- ハンセン病に対する、各種相談を行う等の取組を進めます。(健康福祉部感染症対策課)

10 犯罪被害者等をめぐる人権問題

(1) 現状・課題

2004年(H16)12月に、「犯罪被害者等基本法」が成立し、県においては、2015年(H27)年に「静岡県犯罪被害者等支援条例」が施行しています。

法や条例に基づき、「犯罪被害者等基本計画」及び県の「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に沿って施策が推進されていますが、犯罪被害者等は、事件による直接的被害だけではなく、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材等によるストレスなど、被害後に生じる様々な問題（二次的被害）に苦しめられることがあります。

このため、関係機関が連携し、犯罪被害者等を途切れることなく支援するとともに、県民全体で犯罪被害者等の状況やその心情に対する理解を深め、犯罪被害者等を支える地域社会を形成することが重要です。

(2) 施策の方向

- 犯罪被害者等を支援する各種制度を適切に運用するとともに、関係機関が連携した、途切れのない支援を推進します。
- 県民全体で支える地域社会をつくるため、犯罪被害者等に対する県民の理解の促進を図ります。

(3) 主要施策

ア 相談・支援体制の整備

- 犯罪被害者等支援を県全体で推進するための組織「静岡県犯罪被害者等支援推進協議会」及び市町又は警察署単位の会議体「警察署犯罪被害者支援連絡協議会」を設置・運営し、構成する公的機関、専門職、民間団体等が連携した支援を推進します。(くらし・環境部くらし交通安全課、警察本部警察相談課)
- 個別事案の支援において、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、県や市町、関係機関が提供する生活を支援する各種制度・サービスに漏れのないようにつないでいくため、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要がある場合の支援の仕組みである「多機関ワンストップサービス体制」を構築・運用します。(くらし・環境部くらし交通安全課)
- 市町職員を対象とした研修会の開催や各種情報の提供、個別事案に関する

- 助言等により、市町における「総合的対応窓口」及び「機関内ワンストップサービス体制」の円滑な運用を支援します。(くらし・環境部くらし交通安全課)
- 対象となる事件の犯罪被害者等に、刑事手続き等の流れや警察及び関係機関・団体の支援制度の内容、連絡先を記載した冊子を交付します。また、冊子の内容について、必要に応じ見直しを図り、必要な情報を確実に提供するように努めます。(警察本部警察相談課)
 - 「静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)」において、関係機関と連携して、性暴力被害者等に対し、相談・支援を行います。(くらし・環境部くらし交通安全課)

イ 精神的・身体的被害からの回復支援

- 犯罪被害者等の希望に応じて、被害者支援カウンセラー(臨床心理士・公認心理師等の資格を持つ警察職員)によるカウンセリングを実施します。(警察本部警察相談課)
- 検挙した加害者により再び危害を加えられる事態を防止するための保護対策を確実に行います。
また、刑事施設等と連携し、加害者の出所に関する情報を把握して再被害を受けるおそれのある犯罪被害者等に対して安全対策を講じます。(警察本部警察相談課)

ウ 生活再建に向けた支援

- 犯罪被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等について情報の提供を行います。(警察本部警察相談課)
- 対象となる犯罪被害者等に対し、各種公費負担制度について必要な説明を行うとともに、適切な運用を図ります。(警察本部警察相談課)
- 犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に遺族見舞金や重傷病見舞金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。(くらし・環境部くらし交通安全課)

エ 県民の理解の増進

- 県広報誌やホームページのほか、県民に触れることの多い各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等支援に関する広報啓発の充実に努めます。(くらし・環境部くらし交通安全課、警察本部警察相談課)
- 犯罪被害者月間(11月1日～12月1日)に合わせ、集中的な広報や街頭活

犯罪被害者等をめぐる人権問題

動を行い、県民の理解を増進します。(くらし・環境部くらし交通安全課、警察本部警察相談課)

- 県民が犯罪被害者等の置かれた状況等への理解を深めることができるよう、犯罪被害者等支援講演会等を開催します。(くらし・環境部くらし交通安全課、警察本部警察相談課)

11 刑を終えて出所した人をめぐる人権問題

(1) 現状・課題

犯罪や非行をした者の中には、貧困、疾病、依存症、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人がいます。

こうした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援するため、2016年(H28)に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国、県、市町、民間団体等が協力して再犯の防止に取り組んでいます。

しかしながら、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は、根深く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人にとって、極めて厳しい状況にあります。

「令和6年(2024)版犯罪白書」によると、再犯者率は、1997年(H9)以降上昇傾向にありましたが、2021年(R3)から3年連続で低下し、2023年(R5)の再犯者率は、47.0%となっています。県内の再犯者率は、2023年(R5)で45.7%となっています。

2024年度(R6)に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」によると、刑を終えて出所した人の人権に関し、特に問題があると思われるものとして、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」(46.6%)が最も高く、次いで「過去の犯罪歴について他者に広められること」(31.1%)が挙げられています。

刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として、円滑な社会生活を送るためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

(2) 施策の方向

- 刑を終えて出所した人々に対する差別や偏見をなくし、社会において孤立することのないよう、国や更生保護団体等と連携し、広報・啓発活動を行います。
- 保護観察を受けている人への指導や助言、地域社会における更生支援活動や犯罪予防のための啓発活動を行う保護司や更生保護女性会といった更生保護団体等の活動の支援を行います。

(3) 主要施策

ア 広報・啓発活動の推進

- 再犯防止推進法第6条に規定されている「再犯防止啓発月間」（7月）において、犯罪をした者等の再犯防止等について県民の理解と協力を得るため、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、広報・啓発活動を行います。（[くらし・環境部くらし交通安全課](#)）
- 犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、県民の理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域を築くことを目的とした「社会を明るくする運動」を、国や市町、更生保護団体等と協働して推進します。（[健康福祉部人権同和対策室](#)）
- 刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくすため、各種人権啓発事業により、地域や企業等への周知・啓発に努めます。（[健康福祉部人権同和対策室](#)）

イ 民間協力者の活動の促進等

- 保護観察所と連携して、地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターの運営について、市町に対し、協力を呼び掛けます。（[くらし・環境部くらし交通安全課](#)、[健康福祉部人権同和対策室](#)）
- 犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護団体等と協力して、更生保護事業の周知・啓発に努めます。（[健康福祉部人権同和対策室](#)）

12 性的指向・性自認をめぐる人権問題

(1) 現状・課題

LGBT理解増進法が2023年(R5)6月に施行されました。この法律では、国及び地方公共団体が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について国民の理解を深めるための施策を策定し、実施するよう努めることとされています。また、事業主や学校の設置者は、労働者や児童、生徒等の理解の増進に努めるとともに、国や地方公共団体の施策に協力するよう努めることとされています。

また、「性のあり方」を表す言葉に、「SOGI(ソジ)」があります。これは、「どの性別の人を性的に好きになるか、あるいは、どの性別の人も性的に好きにならないかという指向」である「性的指向」(Sexual Orientation)と「自分自身が自分の性別をどのように認識しているか」を表す「性自認」(Gender Identity)の頭文字をとったものです。SOGIは、あらゆる人の性的指向と性自認を尊重するためにつくられた言葉です。SOGIを理由とした偏見や思い込みをなくすとともに、本人の同意なく第三者にSOGIを暴露するアウティングは決して行わないことなど、正確な知識を身に付けることが望まれます。

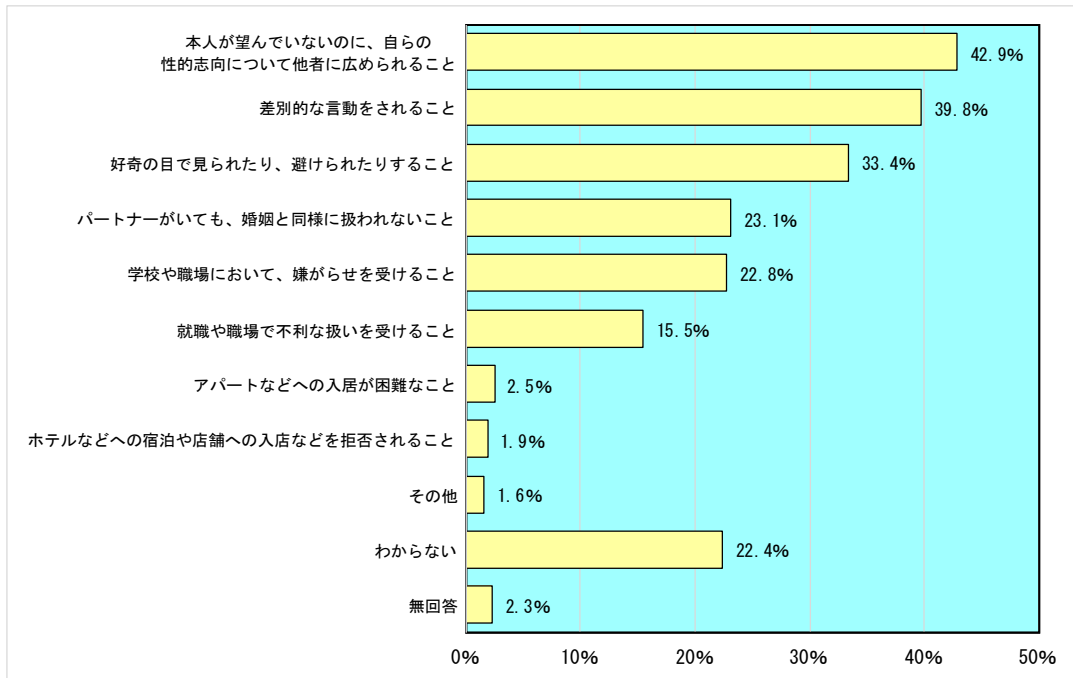
2024年度(R6)に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」によると、性的指向や性自認をめぐる人権に関し、特に問題があると思われるものとして、「本人が望んでいないのに、自らの性の不一致について他者に広められること」(性自認：45.1%、性的指向：42.9%)、「差別的な言動をされること」(性自認：38.2%、性的指向：39.8%)が挙げられています。

本県では、学校や企業、一般県民向けに性的マイノリティの人々の人権に関する講演会や講座の実施、啓発資料の配付等、性の多様性について理解促進を図る取組を行ってきましたが、偏見や差別解消に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

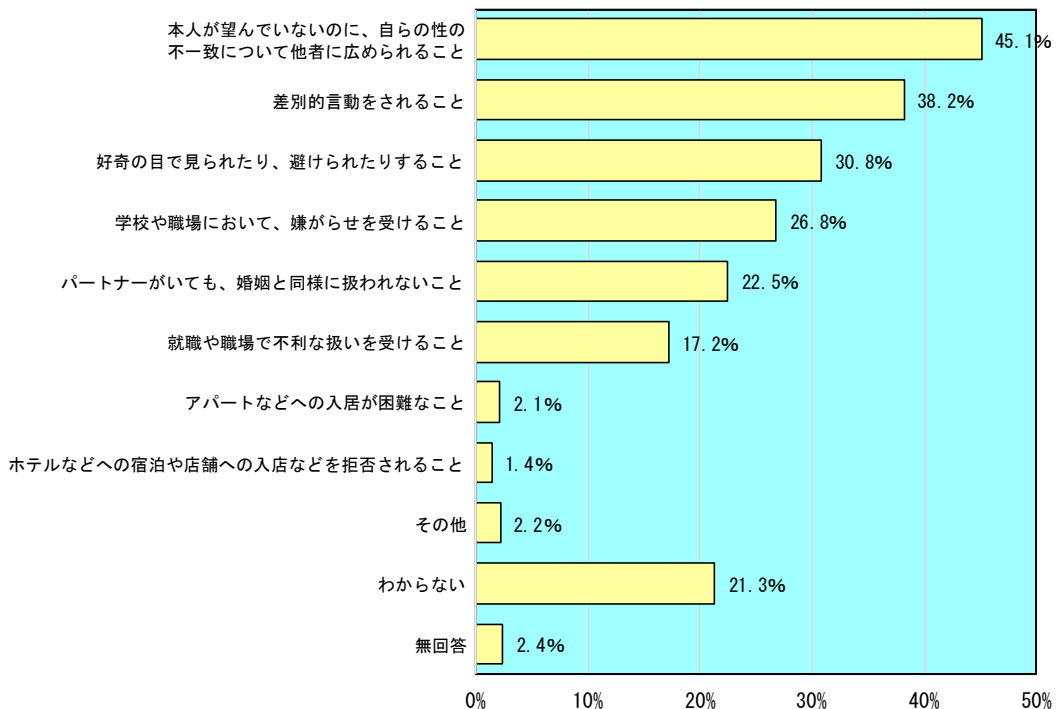
加えて、性的マイノリティの人々は、周囲の無理解や偏見等により、人間関係や学校、職場などの様々な場面で、生活する上での困り事に直面している現状があるため、これらを解決し安心して暮らせる環境整備を図るために必要な施策を検討し、取り組んでいく必要があります。

性的指向・性自認をめぐる人権問題

同性愛、両性愛等の性的指向に関する人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答)



自分の心と体の性別が一致しない等の性自認に関する人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答)



2024年度(R6)人権問題に関する県民意識調査

(2) 施策の方向

- 性的指向や性自認に関する偏見や差別をなくすため、性の多様性について理解促進を図る教育・啓発を推進します。
- 誰もが活躍できる共生社会の実現を目指し、行政サービスの見直しや相談・支援等の充実を図ります。

(3) 主要施策

ア 性の多様性について理解促進を図る教育・啓発の推進

- 日常生活の中でお互いを尊重し共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。(くらし・環境部県民生活課・再掲)
- 性の多様性に関する理解を促進するため、市町と連携しながら、「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を運用するとともに、広く県民に対し各種ガイドブックを活用した啓発を行います。(くらし・環境部男女共同参画課)
- 県職員が業務において、性の多様性を踏まえた対応を行えるよう、「ふじのくにレインボーガイドブック」を活用し、研修等を通じて理解の促進を図ります。(総務部人事課)
- 県ホームページ等を通じて、性の多様性に関する総合的な情報提供を行います。(くらし・環境部男女共同参画課)
- 静岡県人権啓発センターにおいては、県民による自発的学習を支援するため、ビデオ、DVD、図書等の充実させるとともに、啓発用資料の作成・配布等により、性の多様性に関する理解促進に努めます。また、性の多様性についての正しい理解と認識を深めるため、学校、企業、団体等への講師を派遣する出前人権講座等を実施します。(健康福祉部人権同和対策室)

イ 関係機関との連携

- 市町における取組を支援するため、市町職員との情報交換や研修会を開催します。(くらし・環境部男女共同参画課)
- 性的マイノリティの人々に対する支援や相談を実施しているNPO法人等の関係団体と連携して、性の多様性に関する周知・啓発を実施します。(健康福祉部人権同和対策室)

13 災害に起因する人権問題

(1) 現状・課題

災害の発生により、多くの人々の生活が困難になることが予想され、高齢者や病気の人、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の支援が必要な住民は、より厳しい状況に陥りやすくなります。

避難所では、プライバシーが確保されない場合や、治安が悪化した場合など、女性やこどもの安心や安全が脅かされることがあります。

また、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難では、被災者に対する誤った思い込みや偏見、根拠のない流言等により、被災者が避難先で差別的な扱いを受けたり、避難先の学校でいじめの被害に遭うといった問題が発生しています。

平時から、避難所生活の検討をはじめとして、体制の整備を進め、災害という非常時においても全ての人のプライバシーが守られ、人権に配慮した対応が確保されるよう、人権尊重を第一とする姿勢で対策に取り組むことが必要です。

(2) 施策の方向

- 県民の生命、身体や財産を災害から保護するため、災害時の被害を減少させる取組を推進します。
- 災害時においても、要配慮者や女性、子どもを含むすべての被災者の人権が尊重されるよう、体制の整備等の取組を進めます。
- 誤った認識に基づき被災者が差別やいじめを受けないよう、正しい情報を発信します。

(3) 主要施策

ア 災害による生命・身体・財産の被害減少

- 第4次地震被害想定を踏まえ、想定犠牲者の9割減と被災者の健康被害の最小化に向け、地震・津波対策アクションプログラムに基づき、市町と連携して対策を進めます。(危機管理部危機政策課)

災害に起因する人権問題

- 市町の地震・津波対策を促進するため、交付金による市町の支援を行います。(危機管理部危機政策課)
- 防災訓練を実施し、地域の防災力を高めます。(危機管理部危機対策課)

イ 要配慮者等に対する支援

- 避難所運営に要配慮者への対応や男女共同参画等の視点を取り入れるよう、市町向け研修会等の場で啓発を行います。(企画部多文化共生課、危機管理部危機情報課、くらし・環境部男女共同参画課、健康福祉部企画政策課、人権同和対策室)
- 防災訓練の際、要配慮者が参加する訓練を実施することで、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。(危機管理部危機対策課、企画部多文化共生課、健康福祉部人権同和対策室)
- 福祉避難所の確保について、説明会等を通じ市町担当者に必要性を十分説明し、各市町の実情に応じた体制を整備するよう働きかけます。また、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」（2023年(R5)3月改訂）を活用し、各市町におけるマニュアル整備を支援します。(健康福祉部企画政策課)

ウ 災害に関する情報発信・人権啓発

- 災害に関する情報については、言語や文化の違い、障害の有無等に配慮した発信に努めます。(企画部多文化共生課、危機管理部危機情報課、健康福祉部障害福祉課、交通基盤部建設政策課)
- 避難所等における人権に配慮した対応や誤った認識に基づく差別やいじめの防止について、各種人権啓発事業を通じ、周知・啓発に努めます。(健康福祉部人権同和対策室)

14 その他の人権問題

(1) 自殺対策

厚生労働省の「人口動態統計」によると、全国の自殺者数は近年減少傾向にあり、2024年(R6)は、およそ2万人となっています。同年における本県の自殺者数は527人と、2010年(H22)の854人をピークに減少傾向にありますが、年間で500人を超える方が自殺で命を落としており、依然として深刻な状況が続いています。我が国では、2006年(H18)6月に「自殺対策基本法」が制定され、自殺予防を社会全体の問題としてとらえ、個人、社会、民間、行政が協力して取り組むべき課題であることが宣言されました。また、2016年(H28)の自殺対策基本法改正や自殺の実態を踏まえ、2017年(H29)7月、「自殺総合対策大綱」が見直され、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指すこととしました。

本県では、2023年(R5)3月、「第3次いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進するとともに、市町や関係機関、NPO等の民間団体とも連携して、生きるための包括的な支援体制づくりを進めています。(健康福祉部障害福祉課)

(2) ホームレスの自立支援

自立の意思がありながら、健康や経済的事情で仕事ができなくなるなどといった原因により、住むところがなくなり、公園、河川敷、道路、駅舎などを起居の場所とすることを余儀なくされ、差別や偏見から自立の意思を失わせてしまうというホームレスの方をめぐると人権問題があります。

2025年(R7)1月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」によると、全国のホームレス数2,591人(前年比▲229人)、県内のホームレス数は37人(前年比+2人)となっています。

2024年度(R6)に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」では、ホームレスに関する人権上の問題として「経済的に自立が困難なこと」が37.2%、「近隣住民や通行人から嫌がらせを受けたり、暴力を振るわれたりすること」が32.3%、「社会保障が受けにくいこと」が27.7%となっています。

本県では、2005年(H17)に「静岡県におけるホームレスの自立支援等に関する推進方針」を策定し、「県ホームレス自立支援等推進協議会」と、ホームレスの多い地域ごとに「ホームレス自立支援等地域推進会議」を設置して、人権の擁護に配慮しながら、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実

その他の人権問題

施し、自立に向けた支援を行っています。

また、2015年(H27)に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行う支援事業も実施しています。(健康福祉部地域福祉課)

(3) その他

その他、人身取引やアイヌの人々の問題、北朝鮮当局による拉致被害者等の人権問題があります。こうした様々な人権問題の解決に向けた取組を進めるとともに、人権問題は、社会の変化等に伴い、多様な広がりを持つことから、新たな動きにも目を向けていく必要があります。

第5章 相談・支援体制等の充実

1 相談・支援体制等の充実

(1) これまでの取組と現状・課題

ア これまでの取組と現状

国、県、市町や社会福祉関係などの各種団体では、配偶者等からの暴力、児童虐待、障害のある人や高齢者の権利擁護等に関する様々な相談窓口を設置し、住民からの相談に対応しています。また、人権問題は、内容が複雑多岐にわたることから、人権全般の相談窓口として設置している静岡県人権啓発センターにおける電話・面接による人権相談においては、相談者側において適切な相談機関がよく分からないといった場合に、迅速かつ的確に対応できる機関につなぐことができるように努めています。

第4章にあるような様々な人権問題に加えて、新たな人権問題も発生している現状や人権意識の高まり等から、相談窓口がこれからも重要な役割を担っていくものと考えられます。

人権侵害に対する被害者の救済は、地方法務局（法務省）、人権擁護委員による人権侵犯事件の調査処理や、最終的な紛争処理手段としての裁判制度等があるほか、様々な分野で、行政機関や民間団体等による被害者保護の取組がされています。

イ 課題

依然として様々な人権問題が生じていること、特に、虐待など自らの人権を守ることが困難な場合もあることから、その取組を一層推進していく必要があります。2024年度(R6)「人権問題に関する県民意識調査」によると、自分の人権を侵害されたと思ったときに「役所、警察など公的な機関に通報、相談した」と回答した人は6.3%（複数回答）となり、2019年度(R1)の前回調査に比べ、2.0ポイント減少しています。被害者の早期支援、早期救済を図るためには、相談機関等の情報提供や広報を更に進めていく必要があります。そのため、各相談機関においては、複雑化・多様化する人権問題に係る相談への迅速・的確な対応のため、相談職員等の資質や専門性を高めていく必要があります。

(2) 施策の方向

- 相談者が迅速かつ的確な対応を受けることができるよう、相談・支援体制の充実を図るとともに、複合する人権問題に対して早期に対応できるように各相談機関相互の連携を図ります。
- また、配偶者等からの暴力や児童虐待などに対して、関係機関と連携を図り、早期発見、早期対応等ができる体制の充実を図ります。
- 県民が必要な時に必要な相談等を受けることができるよう、相談機関等の情報の周知を図ります。

(3) 主要施策

ア 相談・支援体制の充実

(取組内容)

- 静岡県人権啓発センターにおいては、問題の適切な解決が図られるよう、関係機関と連携して人権相談を行います。また、講座等を通じて、相談に従事する職員の資質向上を支援します。(健康福祉部人権同和対策室)
- 配偶者等からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、いじめ、不登校や非行等様々な問題に対応するため、各相談機関の相談・支援機能を充実するとともに、市町の包括的な支援体制の整備を支援します。(関係各部局)
- 複合する人権問題に対応するために、意見交換の機会を設ける等により、分野の異なる相談支援機関の相互理解を促進します。(関係各部局)

イ 相談機関等の情報提供の充実

(取組内容)

- 人権全般の相談窓口である静岡県人権啓発センターの周知を一層図ります。また、県ホームページや啓発冊子等により、民間、国、県、市町における各種相談窓口一覧の情報を提供します。(健康福祉部人権同和対策室)
- 関係部局は、それぞれの人権にかかわる分野について、相談・支援体制等の周知を一層図っていきます。(関係各部局)

第6章 計画の推進

人権施策を着実に推進するため、県は、副知事を本部長とする「静岡県人権施策推進本部」により全庁的な取組を進めるほか、国、市町、民間団体などの関係機関等と緊密な連携を図るとともに、県民の積極的な参加を得て、総合的かつ着実にこの計画を推進します。

また、人権が尊重される社会の実現には、社会の構成員すべてが人権尊重の意識を持ち、人権に配慮した行動をしていくことが求められることから、それぞれが自覚し、人権尊重の精神の涵養を図るとともに、その実現に向けて自主的に取り組むことが期待されます。

1 県の取組

- ・副知事を本部長とする「静岡県人権施策推進本部」（全庁体制）を中心に、総合的、効果的に人権施策を推進します。
- ・人権が尊重される社会を構築するには、県民一人ひとりの取組が必要なことから、静岡県人権啓発センターを中心とした人権啓発等のほか、人権尊重の精神の涵養を図るための人権教育を推進するとともに、県民、民間団体、市町等の取組に対して支援を行い、人権が尊重される社会の実現に向けた取組がされるよう、あらゆる機会を通じてこの計画の周知を図るとともに、静岡県人権会議などの協力を得て、計画の着実な推進に努めます。
- ・静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会などにおける人権教育・啓発活動の充実に努めるとともに、静岡地方法務局、静岡労働局、市町、静岡県人権擁護委員連合会や人権問題に取り組む民間団体等と連携して、効果的に人権施策を推進します。

2 市町との連携

住民に身近な立場にある市町は、人権尊重理念の普及等に果たす役割が特に大きいといえます。また、「人権教育・啓発推進法」第5条においては、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

このため、各市町がこの計画の趣旨に沿って、人権施策の自主的な取組を展開

するとともに、各種の地域住民組織等の代表者などからなる人権教育・啓発に関する推進協議組織を設置するなど、地域の実情に沿った取組を継続的に推進することを期待します。

3 県民との協働

人権が尊重される静岡県を実現するためには、県民一人ひとりが、様々な人権問題を自分のこととして考え、人権に配慮した行動をしていく必要があります。

また、「人権教育・啓発推進法」第6条においては、国民の責務として、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」とされています。

このため、県民一人ひとりが、この計画の推進に積極的に協力するとともに、人権について、自主的に学び、自己の意識を高め、日常生活の中で人権が尊重される社会の実現に向けた取組を実践することを願います。

4 人権問題に取り組む民間団体との連携

人権問題に取り組む民間団体には、それぞれの自主性を生かしながら、県民、県、市町とともに、人権が尊重される社会の実現に向けた活動を充実することを期待し、連携を図っていきます。

5 企業等との連携

企業は、従業員をはじめ、消費者、地域社会など広範囲にかかわりを持ち、社会に対し大きな影響力を持っていることから、社会の構成員として、環境への配慮、社会的公正・倫理にかなった活動など、企業の社会的責任（CSR）を果たすことが求められています。

そうしたことから、企業等における人権啓発や人権に配慮した企業活動など、人権が尊重される社会の実現に向けた自主的な取組がされるよう期待します。

6 進行管理

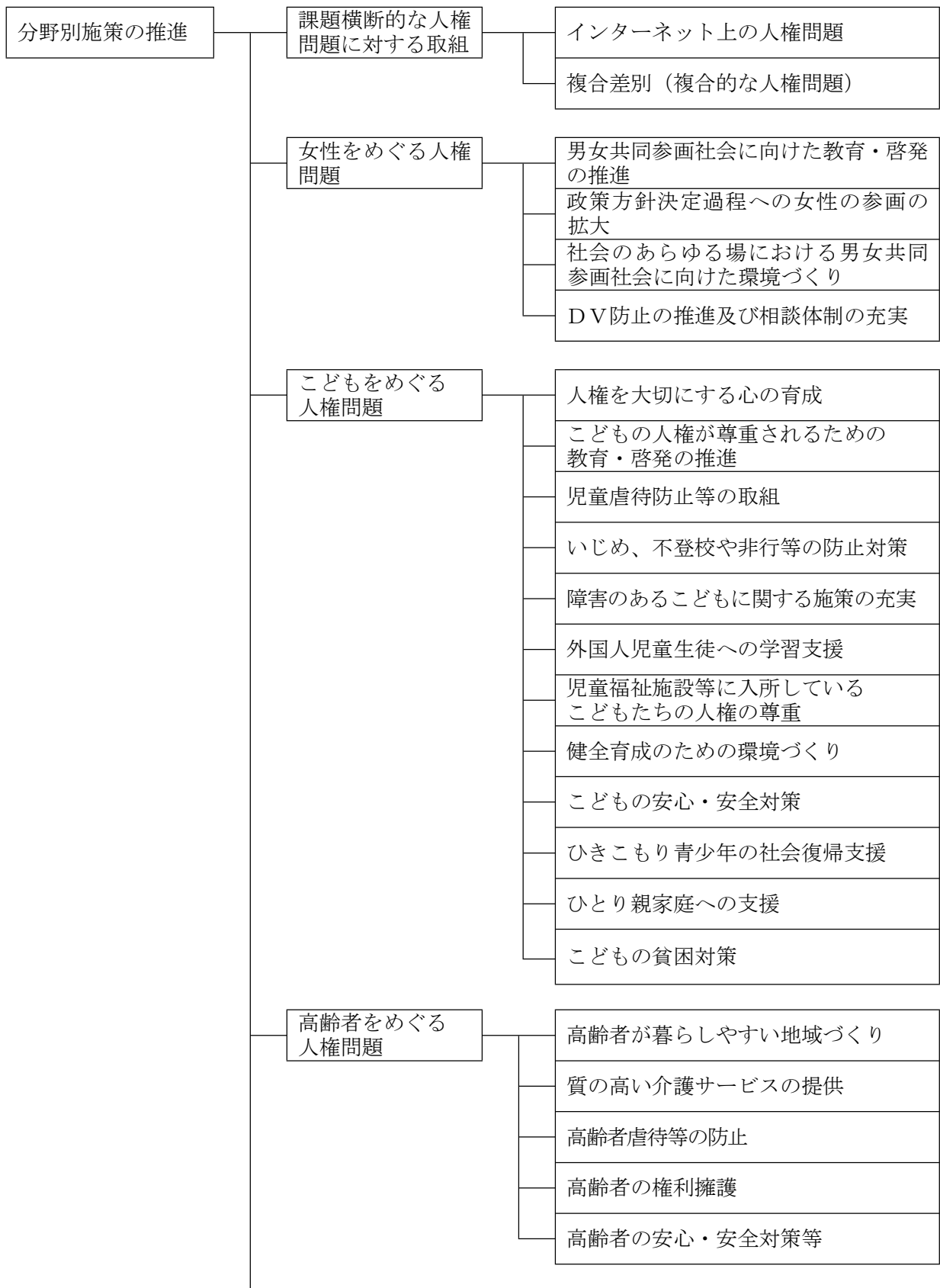
計画の着実な推進を図るため、実施状況について把握し、毎年度、静岡県人権会議等に報告し、効果的な人権施策の推進に努めます。

また、国内外の状況や社会的状況を踏まえ、県民、静岡県人権会議、民間団体などの意見を考慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

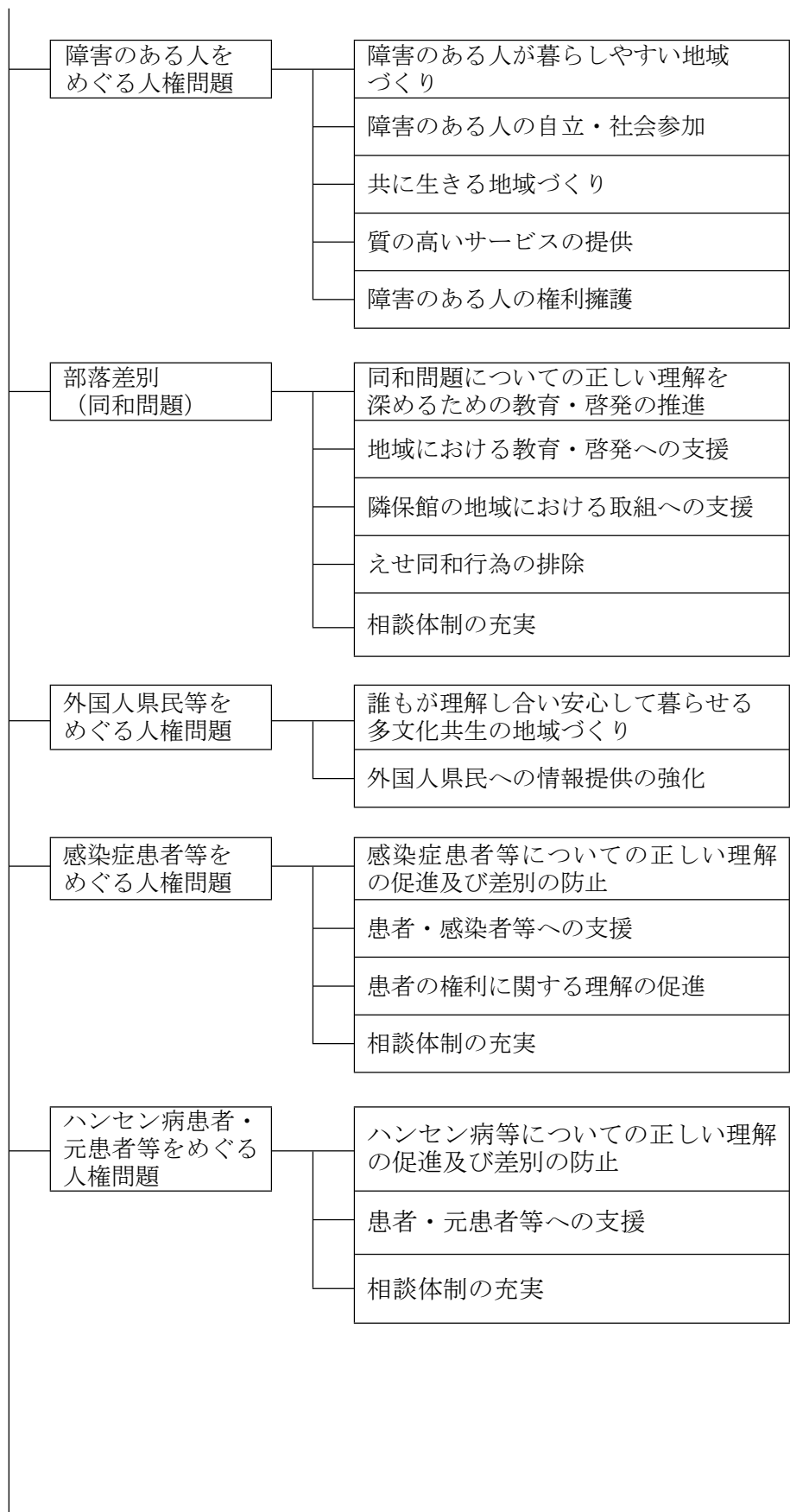
人権施策推進計画（第4次改定版）施策体系



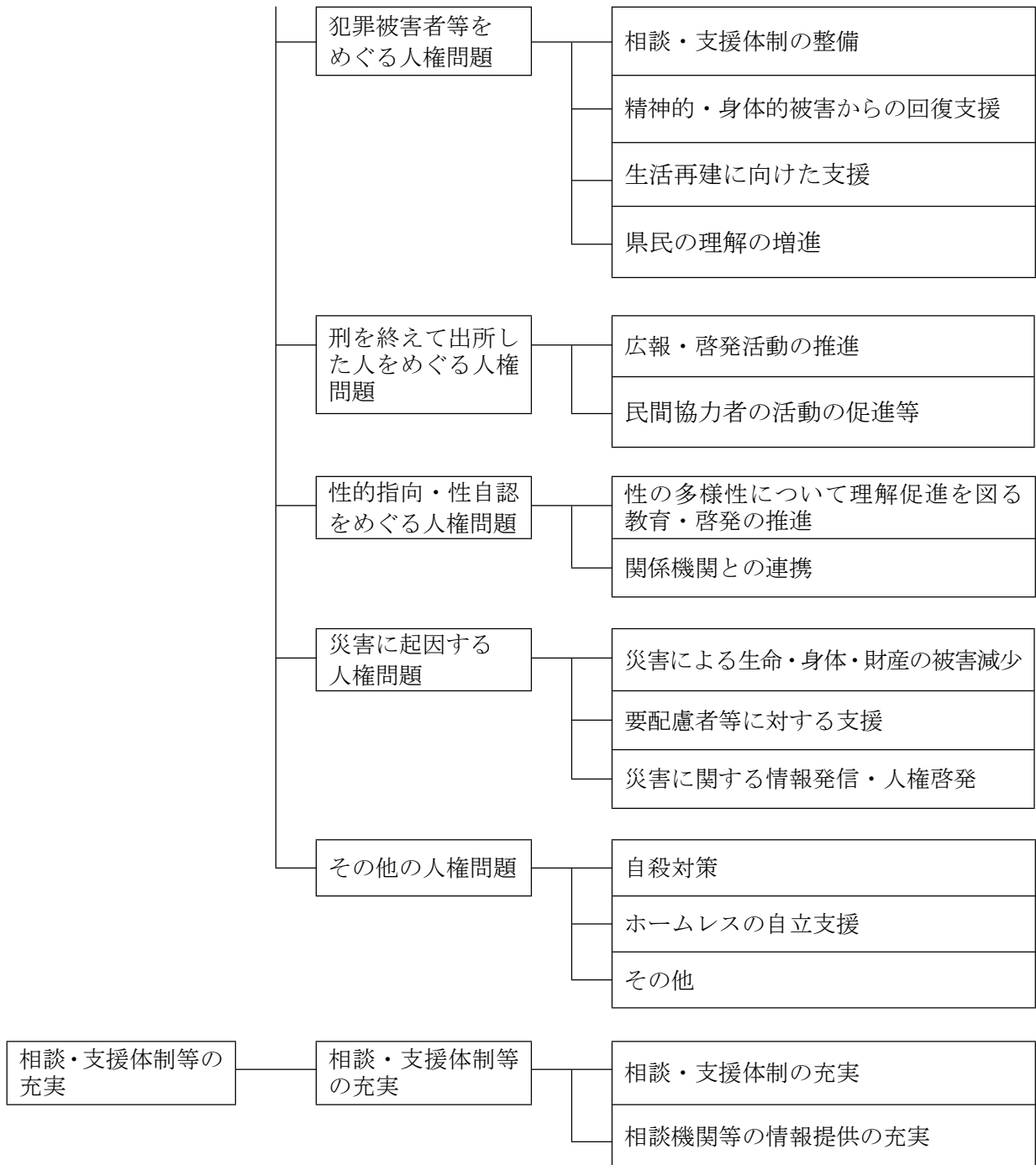
施策体系



施策体系



施策体系



指標一覧

人権施策推進計画指標一覧（第4次改定版）

推進計画の基本理念

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合	40.0%	50%以上	地域福祉課 人権同和対策室

家庭における人権教育

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
保護者向けの家庭教育支援活動を実施した園・学校	82.7% (R6)	毎年80%	社会教育課

学校における人権教育

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
人権教育の年間指導計画を作成した学校の割合	65.1% (R6)	100%	教育政策課
学校が楽しいと答える児童生徒の割合	小87.3% 中86.3% 高85.6% (R6)	小90%以上 中90%以上 高90%以上	義務教育課 高校教育課

地域社会における人権教育

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
地域のこどもをはぐくむ活動に参加した人の割合	28.5%	30.0%	社会教育課

企業における人権啓発

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
企業向け人権啓発講座受講者数	751人 (R6)	毎年度 820人以上	地域福祉課 人権同和対策室

県民への人権啓発

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
人権啓発講座等参加人数	25,389人 (R6)	毎年度 2万5千人	地域福祉課 人権同和対策室

指標一覧

インターネット上の人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
スマホルールアドバイザー登録者数	128人	150人	社会教育課

女性をめぐる人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合	72.1%	85%	男女共同参画課
市町におけるDV基本計画の策定	26市町 (R6)	全市町 (R10)	こども家庭課

こどもをめぐる人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
自分には、よいところがあると答える児童生徒の割合	小80.6% 中76.2% 高82.7% 特60.9% (R6)	小85.0% 中81.0% 高87.0% 特65.0%	教育政策課
困っている人がいる時は、手助けをすると答える児童生徒の割合	小91.1% 中92.4% 高92.8% (R6)	小 毎年90%以上 中 毎年90%以上 高 93%以上	義務教育課 高校教育課
学校が楽しいと答える児童生徒の割合(再掲)	小87.3% 中86.3% 高85.6% (R6)	小90%以上 中90%以上 高90%以上	義務教育課 高校教育課
虐待による死亡児童数	0人 (R6)	毎年度0人	こども家庭課

高齢者をめぐる人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
介護保険サービス施設等の身体拘束ゼロ宣言実施率	95.9% (R6)	100% (R8)	福祉指導課

指標一覧

障害のある人をめぐる人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
障害者雇用率	2.44%	2.7% (R10)	産業人材課
ゆずりあい駐車場制度の民間協力施設数	1,118 施設 (R6)	1,200 施設 (R8)	福祉長寿政策課
自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	49.7% (R6)	70% (R11)	障害者政策課

部落差別（同和問題）

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合	小100% 中98.2% 高95.4% 特100% (R6)	小100% 中100% 高100% 特100%	教育政策課
人権啓発講座等参加人数（再掲）	25,389人 (R6)	毎年度 2万5千人	地域福祉課 人権同和对策室

外国人県民等をめぐる人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
「やさしい日本語」の使用に取り組む市町数	24 市町	全市町	多文化共生課

感染症患者等をめぐる人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
エイズカウンセラー派遣回数 (平成16年度からの累計)	32回	47回	感染症対策課
看護教員養成講習会等の参加人数（累計）	535人	565人	地域医療課

犯罪被害者等をめぐる人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
犯罪被害者等支援に関する研修等開催回数	5 回	毎年度 5 回	くらし 交通安全課

指標一覧

刑を終えて出所した人をめぐる人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
静岡県内の再犯者率	45.2% (R6)	45%以下 (R10)	くらし 交通安全課

性的指向・性自認をめぐる人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
性の多様性理解等促進に関する施策を実施した市町の数	22市町 (R6)	35市町	男女共同参画課

災害に起因する人権問題

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
地震・津波対策アクションプログラムにおける目標のうち順調に進捗したアクションの割合	91.4% (R6)	毎年度 100%	危機政策課
要配慮者が参加する総合防災訓練の実施	毎年度実施	毎年度実施	危機対策課

相談・支援体制等の充実

指 標	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	担当課(室)
人権啓発指導者養成講座受講者数	581人	毎年度550人	地域福祉課 人権同和対策室
包括的相談支援体制の整備を行った市町数	20市町	35市町 (R10)	福祉長寿政策課

英数

(1) ADHD
(Attention Deficit/Hyperactivity Disorder)
＝注意欠陥／多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。(2003年(H15)3月「今後の特別支援教育の在り方について」最終報告の「参考資料」より)

(2)
CSR (Corporate Social Responsibility)
＝「企業の社会的責任」

一般的には、「企業が法律遵守にとどまらず、市民、地域及び社会等の企業を取り巻くステークホルダー（利害関係者）に利するような形で、自ら、経済、環境、社会問題においてバランスの取れたアプローチを行うことにより事業を成功させること」等ととらえられている。具体的には、経済的利益の追求と両立しつつ、法令遵守、企業理念とコーポレートガバナンス、説明責任と情報開示、顧客への誠実さ、人材への育成や支援、公正な競争条件の確保、人権尊重、環境への配慮、地域社会への貢献等を達成することが、CSRを果たすものであるととらえられている。（「通商白書2004」から）

(3) DV (Domestic Violence) = 配偶者等からの暴力

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から相手方に振られる暴力で女性が被害者になることが多い。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。配偶者からの暴力は家庭という密室の中で起るため表面化しにくく、表面化したときは死亡事件など重大化していることもまれではない。

(4) LD (Learning Disabilities) = 学習障害

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。原因として中枢神経に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害・聴覚障害・知的障害・情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(1999年(H11)7月文部科学省「学習障害児に対する指導について」報告より)

あ

(5) 愛の援聴週間

聴覚に障害のある人に対する県民の理解を深めることを目的とした週間。3月3日（耳の日）から9日まで、聴覚障害に関する様々な啓発活動を実施している。1982年(S57)9月県議会において採択された。

(6) アスペルガー症候群(Asperger Syndrome)

社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害。対人関係の障害や、他者の気持ちの推測力など、心の理論の障害が原因の一つという説もある。

(7) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年(S40)12月21日の第20回国連総会で採択。締結国が人権及び基本的自由の享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを内容としている。我が国は1995年(H7)に加入。

い

(8) インフォームドコンセント（納得診療）

医療の内容や治療法について、医師から十分な説明を受けた上で、患者本人が納得できる治療法を選択し、同意すること。

用語の解説

え

(9) えせ同和行為

何らかの利益を得るため、同和団体を名乗り、又は同和問題を口実にして、企業等に対し、不当な申し入れや義務なきことを強要する行為。反社会的な行為であり、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっている。

か

(10) 学習障害

「LD」の項を参照。

(11) 学校支援心理アドバイザー

高等学校に在籍する発達障害等、特別な教育的支援を要する生徒への教育効果等を向上させる目的で、教職員に対して専門的見地から指導・助言、理解・啓発を促進するため、県立高等学校へ配置した公認心理師又は臨床心理士。

(12) 家庭教育支援員

保護者等に対して家庭教育の重要性についての認識を促すとともに、子育てについての不安や悩みを解消するため、学習機会の提供、保護者の居場所作り、相談体制の充実等、家庭教育支援の取組の充実を図る地域のボランティア。

き

(13) 企業の社会的責任

「CSR」の項を参照。

け

(14) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、国際人権A規約） 労働の権利や社会保障についての権利、教

育及び文化活動に関する権利などいわゆる社会権を主として規定したもの。1966年(S41)に第21回国連総会で採択。我が国は1979年(S54)批准。

こ

(15) 更生保護サポートセンター

保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点をいう。主に市町村や公的機関の施設の一部を借用し、経験豊富な保護司が常駐して活動を行う。

(16) 合理的配慮

障害のある人の求め（障害のある人が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合にあっては、障害のある人の意思の表明を代わりに行う者の求め）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するために、又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うこと。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。

(17) 高齢化率

高齢者人口(65歳以上人口)が総人口に占める割合をいう。

(18) 高齢者のための国連原則

1991年(H3)に国連総会で採択された原則。自立・参加・ケア・自己実現・尊厳からなる。

(19) 国際高齢者年

高齢者の人権を確立し、高齢を理由にした差別や不利益、権利侵害をなくすことをめざし、1992年(H4)の国連総会において1999年(H11)を「国際高齢者年」とすることを決議。具体的には「高齢者のための国連原則」を促進し、政策や計画・活動を具体化することを目的としている。

用語の解説

(20) 国際児童年

児童に対する社会の関心の喚起を図るため、国際連合が児童権利宣言採択20周年に当たる1979年(S54)を「国際児童年」とすることを決議。多くの国でキャンペーン活動や記念事業が展開され、我が国では国立総合児童センター「こどもの城」なども建設された。

(21) 国際障害者年

1976年(S51)の第31回国連総会で、1981年(S56)を「国際障害者年」とすることを決議。目標テーマである「完全参加と平等」に向け、世界各国で障害者問題への認識と取組が強化された。

(22) 国際女性の日

国際婦人年である1975年(S50)3月8日に国連で提唱され、その後、1977年(S52)の国連総会で議決された。「ミモザの日」とも呼ばれ、黄色いミモザの花がシンボルとして親しまれている。

(23) 国際人権規約

国連が世界人権宣言の内容に法的拘束力をもたせるために1966年(S41)、国連総会において採択した条約。

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約②市民的及び政治的権利に関する国際規約③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書④市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書の四つの条約からなる。我が国においては、①及び②が、1979年(S54)9月に効力を生じた(一部留保及び解釈宣言)が、③、④の選択議定書については批准していない。

(24) 国際婦人年

1972年(S47)の第27回国連総会において、1975年(S50)を「国際婦人年」とすることを決議。女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱された。

(25) 国連障害者の10年

「国際障害者年」(1981年(S56))の取組を経て、翌年の第37回国連総会において1983年

(S58)から1992年(H4)までを「国連障害者の10年」とすることを決議。この間、障害福祉の増進が奨励された。

(26) 国連婦人の10年

1975年(S50)の第30回国連総会において「国連婦人の10年：平等・発展・平和」として宣言された1976年(S51)から1985年(S60)までの10年間。

(27) 国連女性の地位委員会

国連経済社会理事会の機能委員会の一つで、1946年(S21)6月に設置された。

政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会に対して勧告を行う。

(28) こどもの権利条約

「児童の権利に関する条約」の項を参照。

(29) コミュニティサイト

ブログや掲示板、チャットなどを利用し、利用者同士がメッセージの交流を楽しむサイトの総称。X、LINEなどが有名。

し

〔しず〕

(30) 静岡県人権会議

1997年(H9)9月10日に人権に関する施策の推進及び県民の人権意識の高揚のため、設置。学識経験者15人以内で構成。人権に関する施策の基本的方向についての意見及び提言に関すること、県民に向けた人権に関するメッセージの発信に関すること、人権に関する情報交換及び研究に関することを所掌。

(31) 静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会

静岡地方法務局、静岡県、静岡県教育委員会、静岡市、静岡市教育委員会、浜松市、浜松市教育委員会及び静岡県人権擁護委員連合会で構成し、各種人権啓発活動を総合的かつ

用語の解説

効果的に推進することを目的としている。

(32) 静岡県人権施策推進本部

2004年(H16)6月に設置された、副知事を本部長とする県庁内の推進組織であり、人権施策の総合的、効果的な推進を図ることを目的としている。

(33) 静岡県青少年環境整備審議会

青少年の健全な育成を図るための良好な環境整備に関する重要事項及びキャンプの禁止区域の指定に関する重要事項の調査審議並びに知事からの諮問に対する意見の答申を行う附属機関として設置。県知事が、優良図書類等の推奨、有害図書類等の指定、キャンプ禁止区域の指定等を行う場合は、原則的に審議会の意見を聴かなければならないこととなっている。

(34) 静岡県性暴力被害者支援センター

SORA（そら）

性暴力被害者の心身の健康の回復を図るため、行政、医療機関、カウンセラー、弁護士、警察などの関係機関が連携し、身体的、心理的ケアや法律相談などをワンストップで行うセンター。

(35) 静岡県多文化共生総合相談センター

「かめりあ」

在留資格・労働・医療・福祉に関することなど、外国人県民の方々の生活上の相談に多言語で対応するセンター。

(36) 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

参画の拠点、県民との協働の拠点、自立の拠点として位置付けられた県の男女共同参画の推進拠点。愛称あざれあ。「学習・研修・実習」、「調査・研究・情報発信」、「相談」、「交流・協働」の4つの機能がある。

(37) 静岡県パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度。2023年(R5)3月から開始。

(38) 静岡県ひきこもり支援センター

2013年(H25)4月8日に、静岡県精神保健福祉センターに設置。ひきこもりに関する第一次相談窓口として、電話、来所による相談対応や必要に応じて訪問支援を行うほか、知識の普及啓発、支援に係る情報発信、支援者向けの研修等を行っている。

(39) しずおか男女共同参画推進会議

地域・家庭、教育、産業の社会のあらゆる分野における男女共同参画推進の取組を進めていくことを目的に、2003年(H15)年8月26日に設立された男女共同参画の推進に賛同する75(2025年(R7)4月1日現在)の県域組織の民間団体からなるネットワーク組織。

【じそ】

(40) 自尊感情

自分に対する誇りをもち、自分を価値ある存在だと思ふ気持ち、つまり、「私の価値を認めること」「私が好きだと感じること」「私を大切にすること」という自分の存在を肯定する意識のことをいう。

【じど】

(41) 児童憲章

国民全体の責任ですべてのこどもたちが健やかに育ち、幸せに生きていくことができるようにという趣旨から生まれた憲章。こどもの持つ権利を宣言し、それに対する社会の責任と義務をうたっている。こどもの福祉を願う国民の道徳的規範を示すものとして、全国の各界を代表する協議員236人が参集した児童憲章制定会議で制定。

(42) 児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

1989年(H1)11月20日の第44回国際連合総会で採択。我が国は1994年(H6)に批准。18歳未満のこどもに大人と同じ市民的権利を与え、その権利行使を認めている。内容は、飢餓や貧困にあえぐ途上国のこどもたちの救済を視野に入れた生存権や健康権、教育権をはじめ、思想、信条、集会、結社、表現の自由、意思表明権、プライバシーの保護等で、世界中の

こどもに基本的人権を保障。

(43) 子どもの権利ノート

施設に入所措置された児童の権利保護のため、児童相談所から児童に配布される冊子。施設での生活における児童の権利についての説明や相談先が記載されている。

(44) 児童福祉週間

「児童福祉法」第1条にうたわれている児童福祉の理念の周知・普及を図るため、1947年(S22)から毎年全国的に実施されている。5月5日の「こどもの日」からの1週間がこれにあたり、児童福祉の理念の一層の周知と、児童問題に対する社会的関心の喚起を図るための普及啓発活動が行われている。

(しみ)

(45) 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約、国際人権B規約)

人は生まれながらに自由であるという基本的考えのもとで、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、いわゆる自由権を中心に規定したもの。1966年(S41)に第21回国連総会で採択。我が国は1979年(S54)批准。

(しよ)

(46) 障害者虐待防止支援センター

市町障害者虐待防止センターは、障害のある人に対する虐待に関する通報・届出窓口となるほか、相談、指導助言等を行う機関。県障害者虐待防止支援センターは、使用者による虐待の通報・届出窓口となるほか、権利擁護等の専門的な事項に関し市町障害者虐待防止センターに助言等を行う機関(法律上の「都道府県権利擁護センター」にあたる)。

(47) 障害者実雇用率

企業における常用労働者の中で、障害のある人の実際の割合を示す数値。なお、2024年(R4)4月から2026年(R8)6月までの法定雇用率は、民間企業2.5%、国、地方自治体2.8%、都道府県等の教育委員会2.7%であり、2026年(R8)7月以降は、民間企業2.7%、国、地方

自治体3.0%、都道府県等の教育委員会2.9%となっている。

(48) 障害者週間

国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意識を高めることを目的とした週間。12月3日から9日まで、障害のある人に関する啓発活動等を実施している。

(49) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う施設。

(50) 障害者に関する世界行動計画

1981年(S56)の国際障害者年の成果をもとに検討されたガイドラインで、1982年(S57)12月の第37回国連総会で採択された。「障害の予防」、「リハビリテーション」、「機会均等化」の概念が整理され、世界各国の今後なすべき課題についての具体的な提案が201項目にまとめられている。我が国は1982年(S57)3月、これに並行し、国際障害者年推進本部が「障害者に関する長期計画」を策定している。

(51) 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

あらゆる障害(身体障害、精神障害、知的障害)のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。2006年(H18)12月13日に第61回国連総会において採択され、我が国は2007年(H19)年署名、2014年(H26)1月20日批准書を寄託、同年2月19日効力発生。

(52) 障害者働く幸せ創出センター

障害のある人が一般企業や障害者就労施設等で就労するかを問わず、働くことを総合的に支援する目的で2010年(H22)5月に県が静岡市葵区呉服町に開設した拠点施設。総合相

談窓口の開設、県内の障害者就労施設等や障害のある人に係る情報収集・発信、企業と地域の連携の創出など、福祉と産業界をつなぐ取組を行っている。

(53) 少年警察ボランティア

街頭補導、少年に有害な環境浄化等の少年非行防止・健全育成活動に当たる民間のボランティア。警察本部長委嘱の「少年警察協助手員」、公安委員会委嘱の「少年指導委員」が活動を行っている。

(54) 少年サポートセンター

少年警察補導員等を配置し、非行等の問題を抱えた少年に対する継続的な助言・指導や被害少年に対する継続的な支援、その他少年の非行防止・健全育成活動について、中心的な役割を果たす。警察本部少年課に本部少年サポートセンター、県内10警察署に地区少年サポートセンター及び同分室を設置している。

(55) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃すること基本理念としている。1979年(S54)の第34回国連総会において採択され、1981年(S56)に発効した。我が国は1980年(S55)署名、1985年(S60)批准。

(56) 女性2000年会議

第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年(H12)にニューヨークで開催。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（「成果文書」）が採択された。

(57) ジョブコーチ

障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫などきめ細かな配慮や通勤時、就労時などのサポートをする就労支援者。

(58) 新型コロナウイルス感染症

人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症。この感染症を「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」という。

（じん）

(59) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

（平成12年(2000年)12月6日法律第147号）

人権教育及び人権啓発のより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定等、所要の措置を法定することが不可欠として、2000年(H12)11月、議員立法により法案が提出され、同年12月施行された。

(60) 人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002年(H14)3月に国が策定。2025年(R7)6月には、第二次の基本計画が策定された。

(61) 人権教育のための世界プログラム

1995年(H7)から取り組まれてきた「人権教育のための国連10年」が2004年(H16)末で終了することを受け、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2004年(H16)12月に国連総会にて採択。

(62) 人権週間

「世界人権宣言」の項を参照。

(63) 人権デー

「世界人権宣言」の項を参照。

用語の解説

(64) 人種差別撤廃条約

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の項を参照。

す

(65) スクールカウンセラー

いじめや不登校などの児童生徒の生徒指導上の諸課題の対応に当たるため、小中学校・高等学校・特別支援学校に勤務する相談業務の専門家（臨床心理士、公認心理師の資格を有するなど、児童生徒の臨床心理に関して豊かな知識・経験を有する者）。

(66) スクールソーシャルワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識、技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けにより、学校と関係機関等とのネットワークづくりなどを行う専門家。

(67) スクールロイヤー

学校現場で発生する様々な問題を法的に整理しつつ、あるべき対応について、学校や市町教育委員会に提案する弁護士。（学校等の代理人として学校等を弁護するという立場ではなく、あくまで中立的な立場として、児童生徒の最善の利益のために、法的側面から助言する役割を果たす。）

せ

(68) 性的指向

どの性別の人を性的に好きになるか、あるいはどの性別の人をも性的に好きにならないかという指向のこと。

(69) 性的マイノリティ（性的少数者、セクシュアル・マイノリティ）

典型的とされる性のあり方（異性愛かつ出生時に割り当てられた性別と性自認が一致している）とは異なる性のあり方の人々のこと。

(70) 世界人権宣言

人権及び自由を尊重し確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。1948年(S23)12月10日に第3回国連総会において採択。また、1950年(S25)の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことを決議。我が国では、12月10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

(71) セクシュアル・ハラスメント

男女雇用機会均等法では、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、または当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。

(72) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Sexual and Reproductive Health and Rights : SRHR)

性と生殖に関する健康と権利。自分のセクシュアリティや望む時に望むだけのこどもを持つことをすべての人が自分で決められる。そのためには、避妊の方法や不妊治療について知ること、生殖器のがんや感染症の予防や治療について知ること、そして、母子保健や育児支援が重要。SRHRは、これらすべてを大切にす理念である。

そ

(73) ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスをいう。

(74) SOGI（ソジ）

性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった言葉で、2006年(H18)に「ジョグジャカルタ原則」(性的指向や性自認に関する国際人権法の適用に

用語の解説

関する原則)が採択されて以来、人権保障の文脈において国際機関や世界各国の政策等で広く用いられている。

た

(75) 男女共同参画の日

1876年(M9)7月30日、当時の浜松県榛原郡横岡村(現在の静岡県島田市)において女性が浜松県公選民会の投票を実施。これはわが国で女性が選挙をした最初で、このことにちなみ、県では7月30日を「男女共同参画の日」とした。

ち

(76) 地域改善対策協議会意見具申(地対協意見具申)(1996年(H8))

同和対策審議会が改組され、1982年(S57)に設置された地域改善対策協議会が、1996年(H8)5月に同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について、政府に提出したもの。その中で、同和問題に関する差別意識は「依然として根深く存在」しているとし、その解消に向けた教育及び啓発については、「引き続き積極的に推進していかなければならない」としている。

(77) 地域子育て支援拠点

地域における子育て支援の拠点については、従前の「地域子育て支援センター事業」と「つどいの広場事業」を再編し、児童館の活用も図りながら、2017年度(H19)から「地域子育て支援拠点事業」として、新たに「ひろば型」「センター型」「児童館型」が創設された。子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談・援助などが基本事業とされる。

(78) 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共

同又は単独で設置する組織。相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者などで構成されている。

(79) 地域の青少年声掛け運動

地域における「人づくり」の視点から、地域の大人が青少年に関わりを持つことが、青少年の健全育成に寄与すると考え、「もっと大人が青少年にかかわろう!」を合言葉に、県民総ぐるみの運動に発展させることを目的として、全県に幅広く展開する運動。

(80) 地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助(地域包括ケア)を包括的に行う中核機関として、2006年度(H18)から各市町において設置されたもの。

(81) 地区安全会議

中学校区程度の範囲の自治会を中心に、PTA、民生委員・児童委員、老人会、地域安全推進員等の様々な団体・個人をメンバーとし、連携して防犯まちづくり活動に取り組んでいる組織。

つ

(82) つながるシート

保護者等の家庭教育に関する悩みや不安を軽減するために、保護者会等の家庭教育講座で、参加者同士がグループに分かれて、家庭教育について話し合うことを支援するワークシート。乳幼児版、幼児版、小学生版、中学生版、未来の子育て世代版、シニア版がある。

て

(83) デートDV

恋人など親密な関係にあるカップルの間で起きる暴力(たたく・蹴るなどの身体的なものほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴

力、行動の制限)。

と

(84) 同和対策事業特別措置法

(昭和44年(1969年)4月10日法律第60号)

同和対策審議会答申の理念に基づき、10年間の限時法として制定された法律(後に法期限を3年間延長)。同和地区に関して生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、さらに人権擁護活動の強化など必要な措置を、総合的に実施することにしたもの。これによりはじめて本格的に同和行政が推進されることとなった。

(85) 同和対策審議会答申(同対策答申)

1960年(S35)に公布された同和対策審議会設置法に基づき設置された同和対策審議会は、1961年(S36)、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について内閣総理大臣から諮問を受け、1965年(S40)に答申を提出。その前文では、同和問題を「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であるとし、その早急な解決こそ「国の責務であり、同時に国民的課題」であるとしている。

(86) 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。

に

(87) 認定こども園

教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設。地域の実情や保護者ニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型などがある。

の

(88) ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、共に暮らし、同等に活動できる社会づくりをめざす考え方。

は

(89) パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性(※)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。(※上司から部下だけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものを含む。)

(90) 犯罪被害者等支援「総合的対応窓口」

全ての都道府県及び市町村に設置されている犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口。

ふ

(91) ファミリー・サポート・センター

仕事と子育ての両立を支援するため、地域において子供の預かり等を有償で助け合うシステム。市町が設置し相互援助活動の運営を行う。

(92) フィルタリング

インターネット上のホームページ等の不適切な情報を閲覧できなくしたり、有益な情報だけを閲覧できるようにする仕組みであり、子どもたちが有害なサイトに接続しないようにするソフトやサービス。ただし、完全に遮断できないケースもあるため、問題解決に万能ではない。

用語の解説

(93) 福祉サービス運営適正化委員会

「社会福祉法」第83条に基づき、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保し、利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に設置された機関。主な業務は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保のための助言、勧告、利用者等からの苦情に対する相談、助言、事情調査、あっせんなど。

(94) 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス事業者の実施するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、公表する事業。事業者自らが運営やサービス提供の課題を把握することによりサービスの質向上に向けた取組を促進するとともに、公表により利用者のサービス選択のための情報提供を目的としている。

↑

(95) ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、さらには他人をそのように煽動する言動等を指すと一般的に言われている。

(96) 北京宣言及び行動綱領

1995年(H7) 9月に北京で開催された第4回世界女性会議（北京会議）で採択された宣言及び行動綱領。行動綱領では、女性の地位向上、女性のエンパワーメントの視点から、緊急かつ優先的に行動をすべき問題を分析し、12の「重大問題領域」として取り上げ、これらの解決のため、政府、国際機関、民間部門、女性団体、メディア等の分野での最も重要な国際公約となっている。また、宣言は、北京会議に出席した各国政府による、世界の女性の地位向上とエンパワーメントを推進するための誓約(コミットメント)・決意等を記載したもの。行動綱領と合わせ採択された。〈行動綱領における12の重大問題領域：①女性と貧

困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、⑤女性と武力紛争、⑥女性と経済、⑦権力及び意思決定における女性、⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、⑪女性と環境、⑫女兒〉

ほ

(97) ホームレス

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年(2002年) 8月7日法律第105号)によると、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ま

(98) マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのこと。解雇や雇い止めといった不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含む。

み

(99) 民間シェルター

民間団体によって運営されている配偶者等から暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護のほか、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っている。民間シェルターの所在地は被害者の安全の確保のため非公開となっている。

ゆ

(100) ゆずりあい駐車場制度

公共施設や商業施設等多くの人を利用する施設に整備されている身体障害者用駐車場の利用適正化を図るため、車椅子利用者等歩行

用語の解説

が困難な方に「利用証」を交付し、駐車場の適正利用を図る取組。

った人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」という考え方。

(101) ユニバーサルデザイン

米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス教授が1970年代半ばに提唱した考え方で、年齢、性別、能力にかかわらず、できる限りはじめからすべての人が利用できるように製品、空間、サービスをデザインすること。

り

(102) 隣保館

地域で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設。市町村が設置・運営。

ろ

(103) 老人週間

国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すことを目的として、2001年(H13)年の「老人福祉法」の改正(施行は2002年(H14))により、9月15日を老人の日、同日から21日までの一週間を老人週間と定められた(老人福祉法第5条)。従来からの「敬老の日」と同趣旨。

(104) 老人の日

「老人週間」の項を参照。

わ

(105) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期とい

人権施策に関する主な法律

主な関連分野	法律の通称名（名称）
人権全般	人権教育・啓発推進法（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）
課題横断的な人権問題	情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律）
	A I 法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律）
女性をめぐる人権問題	男女共同参画社会基本法
	配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）
	男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）
	孤独・孤立対策推進法
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
子どもをめぐる人権問題	児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）
	児童福祉法
	子ども基本法
	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
高齢者をめぐる人権問題	高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）
障害のある人をめぐる人権問題	障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
	ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）
	障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）
	障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）
	旧優生保護法（～1996年(H8)）
	旧優生保護法補償金等支給法（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律）
	精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

法律一覧

主な関連分野	法律の通称名（名称）
部落差別（同和問題）	同和対策事業特別措置法 （2002年（H14）3月に期限切れ → 一般対策に移行）
	部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）
外国人県民等をめぐる人権問題	ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）
	出入国管理及び難民認定法
感染症患者等めぐる人権問題	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
	新型インフルエンザ等対策特別措置法
ハンセン病患者等をめぐる人権問題	ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律
	らい予防法（～1996年（H8））
犯罪被害者等をめぐる人権問題	犯罪被害者等基本法
刑を終えて出所した人をめぐる人権問題	再犯防止推進法（再犯の防止等の推進に関する法律）
性的指向・性自認をめぐる人権問題	LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）
自殺対策	自殺対策基本法
ホームレスの自立支援	生活困窮者自立支援法
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

参 考 資 料

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有

する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

ない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

世界人権宣言

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（中略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(中略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

（後略）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができ。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

1 人権教育・啓発に関する基本計画（2002年（H14）閣議決定）の概要

（1）策定趣旨

わが国では、不当な差別その他の人権侵害が存在するとともに、社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

こうした中、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠である。

こうしたことを踏まえ、基本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行）（以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定された。

（2）策定方針

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとされた。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要がある、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

2 人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（2025年(R7)閣議決定）の概要

（1）策定趣旨

第一次計画においても指摘されていた国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在している。

とりわけ、近年においては、様々な人権課題に関連して、インターネットを介した人権課題が深刻化しており、このような状況が更に進むことによって、社会の分断を招き、基本的人権の根幹を揺るがすおそれがある。

第一次計画策定後の社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、新たな基本計画が策定された。

（2）基本計画（第二次）の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、位置付けられている。

項 目	内 容
第1章「はじめに」 第2章「第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向」	・ 第一次計画策定後の人権をめぐる社会経済情勢の変化及び国際的潮流の動向
第3章「人権教育・啓発の意義・目的」 第4章「人権教育・啓発の基本的在り方」	・ 人権教育・啓発の意義及び目的 ・ その基本的な在り方
第5章「人権教育・啓発の推進方策」	・ 人権一般の普遍的な視点からの取組 ・ 各人権課題に対する取組等 ・ 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等
第6章「計画の推進」	・ 計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等

※1 この「人権教育・啓発に関する基本計画の概要」は、静岡県人権施策推進計画の参考資料とするため、県でまとめたものである。

「人権擁護」に関する決議

人間は生まれながらにして平等であり、だれもが平和で豊かな生活を営み、幸せで健康に生きる権利を持っている。

しかしながら、今日、なお幾つかの理由により、人間の平等が軽視されたり、人権の侵害が見られる。

このため、すべての人間が差別を受けず、人権を侵されることのないよう、人権に関する教育・啓発活動に、より積極的に取り組んでいかなければならない。

本年は世界人権宣言45周年に当たるため、本議会は、改めて人間の尊厳を自覚するとともに、差別の撤廃が民主主義社会の基礎であることを認識し、「人権擁護」の基本を踏まえ、差別のない平和で明るい県づくりを期するものとする。

以上、決議する。

平成5年12月10日

静岡県議会

静岡県人権会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 人権に関する施策の推進及び県民の人権意識の高揚のため、静岡県人権会議（以下「人権会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 人権会議は次の事務を所掌する。

- (1) 人権に関する施策の基本的方向についての意見及び提言に関すること。
- (2) 県民に向けた人権に関するメッセージの発信に関すること。
- (3) 人権に関する情報交換及び研究に関すること。

(組織)

第3条 人権会議は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 人権会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理する。

(副会長)

第6条 人権会議に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。

- 2 副会長は会長を補佐する。

(会議)

第7条 会議は必要に応じて会長が招集し、その進行は会長があたる。

2 会長に事故ある時は副会長がその任にあたる。

(庶務)

第8条 人権会議の庶務は健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和对策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、人権会議の活動に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成9年9月10日から施行する。

附 則

この改正は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成19年8月1日から施行する。

附 則

この改正は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成26年4月1日から施行する。

人権会議委員名簿

令和8年3月現在(敬称略)

氏 名	現 職
安 藤 雅 之	常葉大学大学院学校教育研究科教授(学長特命補佐)
笹 原 恵	静岡大学大学院情報学領域教授
佐 野 可 代 子	静岡県手をつなぐ育成会常任理事
澤 野 文 彦	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会監事
鈴 木 恵 子	認定NPO法人魅惑的倶楽部(エキゾチッククラブ)理事長
津 田 薫	静岡県人権擁護委員連合会会長
洞 江 秀	弁護士
長 尾 吉 郎	NHK静岡放送局コンテンツセンター長
成 岡 桂 子	社会福祉法人静和会静岡グループ長
根 本 猛	静岡県人権啓発センター長
灰 谷 和 代	静岡福祉大学子ども学部准教授
松 田 直 子	NPO法人イーランチ理事長
松 本 敬 人	島田市番生寺会館前館長
山 本 忠 広	NPO法人清水障害者サポートセンターそら理事長
ヤマモト ルシア エミコ	静岡大学教育学部教授

静岡県人権施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人権施策の総合的、効果的な推進を図るため、静岡県人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡県人権施策推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他人権施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は副知事を、副本部長は健康福祉部長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 本部長は、推進本部に関する事務を総理統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、分担事務を処理する。
- 4 本部長は、必要に応じて本部会を招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会の長は、健康福祉部福祉長寿局長をもって充てる。
- 3 幹事は、人権施策推進連絡会の委員をもって充てる。
- 4 幹事会は、推進本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに、推進本部の決定した施策の推進に関し必要な事項を処理する。
- 5 幹事会の長は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、これを主宰する。
- 6 幹事会の長は、必要に応じ幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 推進本部に作業部会を置く。

- 2 作業部会の長は、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室長をもって充てる。

人権施策推進本部設置要綱

- 3 作業部会員は、人権施策推進連絡会の作業部会の会員をもって充てる。
- 4 作業部会の長は、必要があると認めるときは作業部会を招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和班において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月10日から施行する。
- 2 静岡県人権教育のための国連10年推進本部設置要綱は廃止する。
- 3 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成22年5月17日から施行する。
- 7 この要綱は、平成22年6月7日から施行する。
- 8 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(本部員)

本 部 員				
企画部長	総務部長	財務部長	危機管理部長	くらし・環境部長
スポーツ・文化観光部長	経済産業部長	交通基盤部長	出納局長	企業局長
がんセンター局長	議会事務局長	人事委員会事務局長	監査委員事務局長	
労働委員会事務局長	収用委員会事務局長	教育長	警察本部総務部長	

静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）
〔静岡県人権文化推進プラン〕

2026年（令和8年）3月

静岡県健康福祉部福祉長寿局
地域福祉課人権同和対策室

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
静岡県総合社会福祉会館4階
TEL 054-221-2303 FAX 054-221-1948
電子メール jinken@pref.shizuoka.lg.jp



幸福度日本一の静岡県

出前人権講座のご案内

静岡県人権啓発センターでは、企業や各種団体、市町、学校、自治会などが行う人権に関する研修会や学習会などに講師を派遣しています。講師料や交通費は不要です。お気軽にお問い合わせください。

人権ライブラリーのご案内

静岡県人権啓発センターでは、人権に関する研修会や学習会、授業などの教材として利用できるビデオ・DVDや図書等を無料で貸し出しています。ぜひご利用ください。センター内での視聴や閲覧もできます。

人権相談のご案内

静岡県人権啓発センターでは、相談員が人権に関する電話相談や面接相談に応じ、助言や情報提供を行っています。個室の相談室があり、安心して相談できます。

相談日：月～金（祝日、12/29～1/3を除く）

時間：午前9時00分～午後4時30分

電話：054-221-3330

* 面接相談ご希望の方は、あらかじめご連絡をお願いします。

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階
電話：054-221-3330 FAX：054-221-1948
e-mail jinken@pref.shizuoka.lg.jp